

総務委員会

平成30年12月20日（木）

午後1時00分～午後5時47分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】

【執行部出席者】

・総務部 池田総務部長、三島総務部副部長兼総務法制課長ほか、関係職員

【案件】

・所管事務調査等について

○山下伸二委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

後ほど、市長記者会見が終わって、ビデオカメラの撮影をしたいとの申し出があつてますけどもいかがいたしましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

それでは、許可をするということで、委員会として決定をします。

それではまず、本日は、前回の委員会で資料請求があつておりました金額が 1,000 万円を超える過去 5 年間の流用の実績について、こちらのほうに一覧を資料番号 21 番として、提出いただいております。前回の資料請求の際には、この流用について、議会での説明があつたかどうか、記録が残っていればその分について、もしなければ、流用の実態だけということでしたけれども、その辺について補足があれば、説明を受けたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○大久保財政課長

それでは、所管事務調査、資料の 21 番の内容を御説明いたします。

1,000 万円以上の流用一覧、過去 5 年間ということで、平成 25 年度 5 件、平成 26 年度 5 件、平成 27 年度 7 件、平成 28 年度 7 件、平成 29 年度 2 件という状況となっております。

それぞれ財務システム上で、1,000 万円以上の部分をピックアップして出てきたものということで、提出させていただいております。

ただ、この件で、それぞれ議会への説明があつたかどうかというのは、なかなか把握ができておりませんので、そこは未確認でございます。

以上でございます。

○山下伸二委員長

補正であれば当然、説明があつてるんでしょうけれども、流用については説明したかどうかについての記録がない。確認ですけれども、一般的にこのような流用がある場合に、例えば 500 万円以上の予算流用があるときに、議会には説明をしようとかそういった取り決めの様なものがあるのかどうか、確認させていただいていいですか。

○大久保財政課長

今現在では、金額でもって議会に説明をする、しないというルールはございません。案件によって、必要であれば事前に御相談をしますし、あと決算の段階で、その事業の内容を説明する場合がありますが、あえてそこで流用をしてというような、説明まで加えてされてるかどうかというのは、ちょっと、そこまでは把握しておりません。

以上でございます。

○山下伸二委員長

はい、わかりました。

それではただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けしたいと思えます。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○重松委員

前回のときに、大久保財政課長のほうから、款の間の流用はできない、項の間の流用は、一定の手続をすればできるとか何とか説明があつたと思うんですけれども、そこら辺どうなんですか。

○大久保財政課長

これは地方自治法上の第 220 条第 2 項ただし書きのところに記載がありまして、各項の間での経費、流用できる場合は、きちんと予算で定めればそれはできるということになっておりますので、通常当初予算のほうに、最初の 1 ページ目のところに、第 5 条ということで歳出予算の流用という条文を入れておりまして、その中で職員手当及び共済費につきましては項の間でも、同一款内であればできるというのを記載させていただいているところなんです。以上です。

○重松委員

前回、武蔵村山市の判例があるということで言いまして、裁判所の結審が地方自治法 220 条 2 項において、各款の間または各項の間においては流用することができないとなっております。これを規定してあると。それと目と節間における予算の流用を一般的に禁止する規定は設けてないものの、反面において、これを積極的に許容する規定を設けているものではないというような、判例があるんですよ。

だから、それはもう地方自治法 220 条 2 項において、款と項はできないというふうな、裁判の結果が出てるんですよ。ちょっとそこら辺どうなんですか。

○大久保財政課長

予算上、項の間でもできるというふうにしてますが、あくまでも、緊急的に目内でも足

りなくなった場合ですね、その職員手当等、共済費、これはどうしても支払わないといけないものですから、そういう予算の定めをさせていただいておりますので、万が一という状況でございます。通常は、そういう流用発生はしてありません。

○千綿委員

すいません、きょう平成 29 年度の、市民会館の解体費から 2,400 万円となっておりますが、これ、総額は補正で設計変更プラス耐震まで入れると 3,100 万円になりますよね。それは何で書いてないんですかね。総額じゃないということですか。

○大久保財政課長

今回は、財務システム上で 1,000 万円以上の金額で引っ張ってきたデータということになりますので、それをすべて総額 3,000 万円というような、今回の案件のように、すべて突合させていくとなりますと非常に時間がかかりまして、今回にはとても間に合わないということで、そういった形で、今回 1,000 万円以上の純粋に財務システム上で出てくるもの拾いあげさせていただいたという状況でございます。

○山下伸二委員長

ということは、合算すれば 1,000 万円以上になる案件はまだある可能性はあるということですかね。

○大久保財政課長

あるかもしれませんが、それを一つ一つ見て行くには少し時間が足りないということでございます。

○山下伸二委員長

千綿委員、この資料はそういう位置づけということでよろしいですか。

○千綿委員

ちょっとそもそも論になってしまいますが、そもそも財産活用課の維持管理経費という目でしたかね。それが、本来、持っていたところじゃないじゃないですか。当初予算ではそういうのはないわけですね。1 月 5 日に所管替えを行って、総務部の財産活用課に移ったということで、部長答弁にもあったように、本来は新規事業に値するものだろうという認識も示されておりますが、やっぱりその本来そこはできるものなんですか。例えば、その設備で財産の活用という費目の中で、体育館を改修するっていうことが、そぐうのかそぐわないのか。予算の……意味わかりますかね、言っているところ。要は、それがそぐうのかそぐわないのか。

本来は多分新規事業でやるべきものだと思うので、それはもう再々言ってるように緊急性があるという説明の中で、それはわかるんですよ。ただその財産活用課の維持管理経費の中で、体育館が改修されたっていうのが、そぐうのかそぐわないのかっていうのは、検討はなされたかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思いますか。

○大久保財政課長

今回流用先が普通財産等管理経費というところです。ですから普通財産でなければ、当然財産活用課も扱えない案件だったかと思いますが、それは教育財産から財産を移管して、普通財産にするという流れの中で、私どもが話に聞いたのは、最終的に改修、どう見ても改修ではあるんですが、最低限使えるようなという補修に近いようなニュアンスの言葉も受けておりましたので、そうであるならば、この普通財産等管理経費での費目もやむを得ないじゃないかという判断をした次第です。本来であれば、やはり補正というのが……

○江頭委員

聞き方を変えますけれども、こういう流用の際に財政課の担当として、財政を預かる部署として、どのあたりまでこの事業に踏み込んでされているのかですね。例えば、流用があったときの事業の組み替えなんかにどのくらい精査されてるのか、まずそれをお聞かせもらえますか。

○大久保財政課長

当然、起案が回って来る前に相談に見えられる場合っていうのもあります。こういったことで、予算流用でやってもいいかというような相談を受けたときに、その財源のこと、あるいは、どこかで不用額があるから流用するのであって、本当にそういうものが、確かに不用額となっているのかどうかというような、そもそもそっこのほうの事業の精査もさせていただきながらやっているというところです。

○江頭委員

普通 1,000 万円を超えたら、大体そういう起案文だけじゃなくて、協議、要するにその部署部署の人たちの立場の意見をお互いに協議して、いろいろそういう話し合い的なことはやるというのが通常ですよ。それでいいですかね、その認識で。

○大久保財政課長

通常は関係者がほかにいれば、あわせてその辺の事情も聞きながら精査をしていくというふうにしております。

○江頭委員

今回、富士小学校の体育館の流用については、そういう協議はあったんですか、口頭で。いろいろ相談というのは、財政課のほうに。

○大久保財政課長

財政課にあったのは 12 月 22 日に財産活用課のほうから流用したいと、旧富士町の体育館を改修したいという話がありまして、ただそのときの金額が、あくまでもその担当者の感覚的なつかみの話であったということと、今から見積もりをきちんと業者に依頼をしていくということでしたので、まだこれからそういった協議があるのかなというような感覚でそのときは思っておりましたが、もう年明け早々に市長方針決裁ということですから、これはもう進めていくっていうようなことで、その路線に行ってしまったということでございます。

○江頭委員

そのときは大久保財政課長に財産活用課の誰が相談されたんですか。誰と誰か記憶にありましたら。

○大久保財政課長

それは、12月22日の話でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

そのときは財産活用課の野田副課長から、財政課は総務部の担当の園木という職員でございます。

○山下伸二委員長

課長に真っすぐではなく、園木さんのほうに相談があったということですね。

○大久保財政課長

はい。私は担当の園木のほうから報告を受けたという状況でございます。

○江頭委員

1,000万円以上って珍しいですよ。件数もそんなに年間の中にないし、今までの通常きょうもらった一覧表を見ていますと、もうほとんど扶助費の問題とか、人件費という…そして今明らかに大きな工事のあってる中での、その保障的な委託料のもの、そういう目の流用が多いんですけど、大体通常あり得るような項目ですよ。今回体育館の改修は課長同士1,000万円以上であっても、やはり課長以下の担当あたりで話し合うってということなんですかね。

○大久保財政課長

これは案件によって担当者で行く場合もありますし、当然こう中身がよくわからなければ、当然、課長を呼んでという話もありますが、今回のケースで言いますと、私が直接、財産活用課長と話したということはありませんでした。

○江頭委員

大久保課長、前回のこの委員会の中で、そのときに大体2,000万円ぐらいって話をされましたよね。そのぐらいだろうなっていう、まだその見積もりとか何とかが取れてないから、そのくらいであるだろうと。でも2,000万円といっても大きいですよ。そのときに大久保課長自身は、これって意外とどうしてこういうのを、体育館で使うんだろうねという疑問は感じなかったんですか。

○大久保財政課長

床を研磨して使えるようにするというような話もちょっと出ておりましたので、また、その一つ一つ見積もりが出てきて精査をしたわけではなかったもので、そのぐらいと言われればそうかなという、そのときの感覚として、そういった受けとめ方をしたところがございます。

○江頭委員

最後なんですけど、大久保課長自身は、富士小の基本構想はご存じだったんですか。

○大久保財政課長

基本構想の予算等が出ておりましたので、そういった動きがあるというのは存じておりました。

○野中宣明委員

先ほど課長は補修程度っていう認識って言われたんですけど、これ補修じゃないですよ。ステージを取り除いてますよ。前回の答弁の中でも、池田総務部長は、もう新規事業という認識ということまで言われてるんですけど、そういう認識でいいんですか。

○大久保財政課長

結果的に、そういった改修内容になっていたと。ただ、12月22日に話を受けた段階では、ここまでの大きな、ステージを取り払うとかというようなところまでは、ちょっと、口頭でのやりとりでしたので、そこまでの認識にはちょっと思い至らなかったというところでございます。

○野中宣明委員

いや、だって2,000万円ですよ。口頭で財産活用課から2,000万円。見積もりをとってないけど2,000万円程度って、2,000万円の認識はどうなんですか。これ1,000万円以上の流用で今挙げてきているんですけども。全然違うじゃないですか。

○大久保財政課長

確かに2,000万円というのは非常に大きい案件で、そんなに数多くない中でも、流用をかけるということでしたので、本当にこれ進めていいのかどうかを総務部長のほうに、まず確認に行ったというところでございます。

○野中宣明委員

そもそも維持管理費として流用という形になっているんですけども、維持管理費じゃないじゃないですか。これはもう、完全にバスケットボール仕様に様変わりしてる工事なんですけど、これは本当に根本的に、もうそもそも論なんですけど、流用できない項目じゃないんですか。

○大久保財政課長

流用できないかという、何かそういう制約があるわけではないんですが、ただ、結果的にこんな形に仕上がってしまったというところなので、その当時の話を聞いた私ども財政課が、聞いた段階ではそこまでの、まだきちんとしたものといえますか、形ではなかったということですので、結果的には改修ですけれども、そのときは体育館を最低限使えるようなにすることでしたので、それは補修に近いのかなという感覚も、実際はあったというところですよ。

○野中宣明委員

いや、そのときとか結果はいいですよ。これは、結果的に流用に反している。佐賀市

の流用に違反しているということですか。今の言葉を並べてると結論的にそうなりますけど。

○大久保財政課長

流用に反しているかどうかというのはちょっと、結果的に見ればということになるのかなと。その当時はなかなか判断がつかなかったのかなというふうに思っております。

○野中宣明委員

いやだから、結果的に見てこれは流用に反しているということですよ。違いますか、今のお言葉からすると。

○大久保財政課長

反しているというのが法律上反してるのかっていうのがちょっと、判断ができないんですけれども。法令上、そこの制約というのは明確にはございませんので、そこは最終的には、市長の判断だったのかなというふうに考えます。

○千綿委員

畑瀬総務部長に相談に行かれたという話なんですけど、そのとき畑瀬総務部長からどういう指示を受けられたんですか。

○大久保財政課長

今回の案件が総務部長から下りてきた話ということでもありましたので、本当にそういう指示が下されて動かれているのかというのがわかりませんでしたので、これは、今財産活用課からこういう話がきてますけれどもということで、流用でという話が来てますけれどもということで話した際に、お願いしますというような感じで、そのまま進めてくださいというようなことでの返答がございました。

○山下伸二委員長

今の話でいったら、野中宣明委員から先ほどあったんですけれども、本来この維持管理経費として、流用してよかったのかどうかというのは非常に疑義が生じる。今までは、議会に説明がなく予算が流用されてたことを非常に問題視してきたわけですね、私たちは。

今話を聞くと、例えば市長も簡単な修繕程度と思ってたけれども実際は改修だったというふうに話していたわけですね。今、財政課長の話を聞くと、結果として見れば、そこら辺がどうだったのかというのは、やはり課題があるのかなというふうに私は今受けとめました。

そうならば、なおさら決算のときにこういう目内で予算を流用したことがよかったかどうかというのを議会に対して説明をして、その判断を求める。そのことは、やはり姿勢としてやっぱり必要だったんじゃないかなと思います。ここは非常に問題点かなと思います。新たな論点が出てきましたので、これはまた引き続き議論の溯上かなと思いますので、この件でほかに何かありましたら。

○千綿委員

財政課長、大きく変わった点とかは財政課で概要説明も含めてされるじゃないですか。そのときに、例えば、総務部長に相談に行かなければならないような大きな案件ですよ、2,000万円という。ですよ。そのときに財政課の視点で見てこういうちょっと変更点がありましたよとか、流用があつていますというのを説明に入れなければいけないという感覚はなかったんですか。例えば決算のときとかにこういった形で、昨年の決算でちょっと財政課として、結構大きな問題なのでということで説明しておかなきゃいけないということにはなっていないんですか。

○大久保財政課長

財政課が決算のときに説明するものは歳入全般ということになっておりまして、歳入は、まとめて財政課で説明をしますので、もしそこで大きな案件等あれば、大きな動き、新規のものがあれば、財政課のほうで説明をさせていただいておりますが、歳出については、各担当課での責任でもってさせていただいているという状況でございます。

○千綿委員

だから、そこを流用して、要するに部長決裁を仰がなければいけない重大な判断じゃないですか、流用ということで。決算審査の中で歳入はもちろん財政が全般やられますが、ただ、やっぱり大きな問題だという認識はなかったんですかということです。やはり流用を、それだけ大きな流用をしているわけじゃないですか。今まで見ても、1,000万円以上で、見てみたら、人件費を除けば2,400万円と突出しているわけですよ。ということになれば、財政課のほうでこれだけ大きな金額を流用しているという認識で説明しなくていいのかなという、その発想が出てこないのかなということです。

○大久保財政課長

今振り返ってみれば、そういったことも気をつけて見ていけばよかったかと思いますが、その当時は、そこまで通常流用したから、きちんとそういう議会に説明しましたかとか、やっていますかとかというようなことというのは、通常やっておりましたので、そのときはそこまでの考えには至らなかったということでございます。

○山下伸二委員長

今の答弁からいくと、歳入に関しては財政課としてきちっとチェックしましたけれども、歳出とか流用とかそこについては、もう原課の判断にお任せしますと、そういうふうに分かるんですけども、そういうことでよろしいんですかね。議会への説明も含めて。

○大久保財政課長

基本的に決算につきましては、取りまとめが出納室というところでもありますし、それぞれの役割分担でもって説明をさせていただいているという状況でございます。

○山下伸二委員長

わかりました。

○重松委員

財政課長、例えば目間の流用は執行科目であって、議会への報告とか、そういうことはもうなくていいというような考えですかね。そこら辺の考えをちょっと。

○大久保財政課長

議会への説明そのものは、案件ごとに考えるべきかなと思っておりますので、流用すればすべてかどうかっていうのは、ちょっと今判断がつかないんですけども、確かに大きい金額であって、それを流用して行った内容によっては事前に説明するだとか、事後であれば決算でというのは当然必要になるのかなというふうに考えております。

○重松委員

今まである程度、例えば東与賀のホール改修工事なんかは、勉強会のときも報告がっておりますし、あたりなかつたりしてるわけですね。そこを統一できないんですか。

○池田総務部長

今のところ財政課長が言ったように統一した見解はないので、その辺が今回の問題の再発防止策の一環になるのかなと思っております。

○宮崎副委員長

財政課長もう 1 回、前回の流れからお尋ねいたしますけど、先ほど総務部長に流用のお伺いを立てたということで、2,000 万円という金額をはっきりとはおっしゃってないでしょうけど、これだけ金額が大きいんですよというぐらいは言っておられるんですよ。

○大久保財政課長

そのときに、財産活用課の担当者の感覚的な話ということで聞いておりましたし、今後正確には業者のほうに見積もりをとっていくということもありましたし、ちょっとその時点では2,000 万円という言葉は私のほうからは出しておりません。

○宮崎副委員長

2,000 万円とは出してないけど、その金額が大きいですとか小さいですとか、そこら辺の話はしてあるんでしょう、当然。

○大久保財政課長

その時点でそういったことを確認すればよかったですけど、そのときは、金額の面では一切その場では話をしておりません。

○宮崎副委員長

そしたら、総務部長に流用をさせてくださいと、それだけしか言ってないんですか。普通だったらこれぐらいかかりますよと、ここからこれだけお金があるから流用しますよ、いいでしょうかと、普通ならそういう説明をされるはずと思うんですがどうですか。

○大久保財政課長

すぐさま流用をかけるという部分であれば、これでいいですかということなんですが、今後その見積もりをとって、中身を見ていくというようなお話でしたので、その時点で流用をさせてくださいっていうのは私のほうからは言っておりません。これは、財産活用課

がこういうような形で進めていることを、そのまま進めてもいいんですかねという確認をとった次第です。

○宮崎副委員長

こういうようになっていうのは、富士小学校の床をきれいにしますとか、そういった内容の話がされているわけですか。例えばさっき出てたステージをとるとか、耐震の話はそのとき出ていなかったでしょうけれども、そういった話っていうのはしていないわけですね。

○山下伸二委員長

資料の11月5日に出ている11月21日再修正版、ここの3ページの下から2段目のところに、まず、財産活用課から財政課へこういうことをしたいというのがあったので、本当に総務部長が必要なかどうかをまず財政課から確認に行ったと。その流れの中ですね。

○大久保財政課長

はい、そのとおりでございます。

○江頭委員

早い話が総務部内の中での話ですから、当然、この流用を、当時の畑瀬総務部長がバルナーズに対する体育館使用を考えての一連の流れですから、この流用の部分も事実そうなんですよね。だから、課長たちの流用の部分といっても、畑瀬部長が決裁というのは、要するに部内の話ですから、一方的に総務部長が流用できる、財政課長がそんなに詳しく言わなくても普通はいけますよね。だからそういう感覚で、総務部長に対して報告程度というふうに認識していいんですかね。確認というか……

○大久保財政課長

300万円以上の流用になりますと、総務部長の専決事項というふうになりますので、最終的にこの決裁は総務部長ということですから、こういう案件が来るといようなことの確認というようなところも含めての報告です。

○山下伸二委員長

恐らく当時の畑瀬総務部長から財産活用課のほうに、こうしたいから準備してくれと。財産活用課のほうに財政課のほうに、こういうふうに予算の流用を考えていますのでと。そしたら財政課のほうは、部長、本当にこういうことをされるんですかというのを確認しに行って、ぐるっと回っているんですね。

ですから、恐らくそのときに畑瀬総務部長は2,000万円程度かかるということは、財産活用課とも打ち合わせされてますので、当然御存じだったでしょうから、そのときに恐らく、後で総務部長はそういった額については、認識をされていたんだろうと思います。

その辺については、今後ポイントとしてなりますので、今後畑瀬副市長をお呼びする際には、確認の根拠となるかなというふうに思います。

○千綿委員

総務部長にお尋ねします。例えば、以前説明されたように流用するときは50万円まで

100万円まで、300万円までという決裁の区分がありましたよね。そのときに、他の部署は、その同じ費用の中での流用が結構多いので、別に問題はないかと思います。今回は、さっき僕も言ったように、本来、維持管理経費の中に含まれるものかどうかというもののチェックっていうのは、どこかしているんですか。例えば、財政課ですか、どこかわかりませんが、法律上これがこの費目でいいかどうかとか、そういうそのチェック。流用は、同じ目内なので大丈夫ですよというのはわかるんですけど、そのチェックを誰かしているんですか。もうどんぶり勘定ですか。担当課が自分たちで決めて、それでいいということになるんですか。

○池田総務部長

まず第一義的には担当課が判断というか、しますけれども、チェックという意味では、財政課のほうに回しますので、財政課のほうで、そのこの費目のチェックを行っております。

○千綿委員

それはシステム上ほとんど全部そうなんですか。例えば、この件じゃなくて、ほかの件で流用が上がってきたときに、目内だから大丈夫ですねというチェックは財政課でやるということでもいいんですかね。

○大久保財政課長

基本的には流用の前には大体各担当者同士での相談がありますので、その段階で、定例的といいますか、毎年発生するような、軽微な案件というのは担当者だけで、そこは了解をして進められてますし、少し疑義があれば、上司のほうに相談をするというふうな状況になっています。

○千綿委員

いや、僕は上司に相談するのはいいんですけど、上司がわかってなかったら意味がないじゃないですか。だから僕が言ってるのは、チェックのやり方はどうなっていますかと、組織上。要するに、市役所の組織上、流用を話し合うときに、これは流用でいけるのか、もしくはこれは新規事業だよと——さっきからも問題なっているわけでしょう。今回これだけ問題になったのは、要するにそういうところなんですよ。ここでいけるかどうかのチェックは誰かしているんですかと。担当課の意向だけでいいんですか。そうじゃなくてチェック機能ってないじゃないですか、今まで。皆さん、この件に関しては、チェック機能、全然ないですよ。いやいや失念してました、忘れていましたと。それで終わってるじゃないですか。チェック機能がないからこうなってるわけでしょう。そのチェック体制ってないんですかって言っているんですよ。

○池田総務部長

先ほどと同じ発言になりますけれども、流用に関してのチェックというのは財政課で行っている形です。

○千綿委員

もうそのときは財政課としては、維持管理経費の中に含まれていいという判断だったということでもいいんですね。もうそうしか——1月5日に起案されているわけですよ。そのとき、起案するときにはもう流用しますとなっているじゃないですか。それはもう財政課がチェックした後ということでしょう。その前にチェックしないと間に合わないでしょう。そういうことを言っているんです。

○大久保財政課長

1月5日に市長決裁、方針決裁が上がりまして、その決裁後に、1月12日に流用の申請、この費目からこの費目にとということですので、その間、相談はあったということでございます。

○千綿委員

だから、相談があっっていて、チェックをしました。これでもういいですよという結論を出されたから、そうになっているじゃないですか。僕はチェック体制のことを聞いているんですよ。どういうチェック体制になってるんですかと。これが修繕費で2,000万円かかります、起案が上がりました、流用の起案が12日に上がりました。その間にチェックは財政課がやりましたよと。ここの費目でいいですよという結論を出されたということでしょう。そうしないと、どこで誰がチェックするの。部長は財政課がチェックしていますと。だから、今回は、これは財政課がチェックしてオーケーを出したわけでしょう。

○大久保財政課長

今回の件は相談がありまして、財政課として、この普通財産等管理経費でいきましょうということで結論を出した次第です。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、前回の資料請求があった分については、以上で終了いたします。

本日、調査する予定については、議会地元との情報共有について、富士小学校跡地の利活用に係る基本構想に与える影響について、公文書管理のあり方について、職員の倫理についてということで予定しておりましたので、その順番で時間を見ながら区切り見ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議会・地元との情報共有についてですけれども、今回の富士小学校跡の整備に関することについては、随時、議会のほうへは、勉強会、委員研究会なり全員協議会等で報告をされておりましたけれども、今回この富士小学校跡の体育館の事前改修については、9月の決算までは一切議会には報告がなされていなかった。このことについては、いろんな場面で明らかになってますけれども、この件について。

それから、地元とこの体育館の改修について、どのような経緯だったのかということ、このことについて、まず、先ほど示しました11月5日に出されました経緯のまとめ最終

版、こちらのほうで改めて地元との富士小学校跡地全体に係る説明と、その中で体育館改修について、どのような説明がなされたのか、執行部のほうから改めてポイントだけで結構でございますので、御説明をいただければというふうに思いますけれども。

○武富企画政策課長

富士小学校跡地活用計画につきましては、研究会等で御説明させていただいています。

昨年度は、9月14日の総務委員研究会の折に御説明させていただいていると思います。その後この体育館の話が出てまいっております。この分につきましては、9月14日の折に説明したように、地元のほうと体育館の基本構想をまとめるということで進めておりましたので、1月16日の自治会長会のほうに私どもが2月26日の住民説明会のお願いにまいりましたので、そこで体育館の改修を行い、プロを目指すバスケットボールチームが練習をするということは、1月16日に地元にお話をさせていただいております。

あと、企画調整部のほうといたしましては、今年度の4月20日に基本構想がまとまりましたので、その部分の御報告を研究会のほうでさせていただいているところでございます。

○山下伸二委員長

議会のほうには、全体の構想としては去年の9月とことしの4月に委員研究会で報告がっております。4月のときには、軽微な改修をしたという口頭での報告はあっているということですが、自治会については1月と3月に地元の自治会に対して説明があっているということでございます。

それ以降、実は体育館の先行改修については、地元の方は御存じだったかもしれませんが、議会へは一切報告がなされていなかった。このことについては先ほど申し申し上げたとおり、これまでの調査の中で、いろんな意味で明らかになってはいますが、この地元・議会との情報共有、これについて、皆さんからご質問をお受けしたいと思います。

○江頭委員

地元の話の前で、今まで一般論として、私も合併してこの方ずつとこういう事例の中で、議会にも今議員が35名、普通こういうケースは、まず地元議員の方にある程度、早めに正副議長はもちろんのことですが、地元議員に話をするというのが、これは佐賀市の通例だと思います。今まで、私は諸富ですけど諸富の事業案件にしても、ちゃんと説明がございました。

この体育館の件については、もちろん正副議長を初め地元議員にもそういう説明をしていないというふうに認識していますけれども、本当にされてないんですか。

○池田総務部長

されているとすれば畑瀬副市長だと思いますけれども、聞き取りの中ではされたということの確認はとれていません。

○山下伸二委員長

池田総務部長はされてないですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

されていないですね。

○古賀地域振興部長

この改修の案件につきましては、予算を執行するところが総務部の財産活用課ということで、我々としては、この基本構想の中の体育館を先んじて使わせてくれと、その部分だけが当時の企画調整部の所管とっていました。議会に対する説明、これは地元議員も含めてですけども、当然総務部がやるべきとっていましたし、議会説明は総務部というか、財産活用課からしてもらってねという話は、私のほうからもしたと思っています。

地元の説明は、基本構想というか、跡地全体の整備の話がありますので、地元の説明するときには、企画調整部も同行しなければいけないとっていましたけれども、当然、原因者といえますか、改修を行うのが総務部ですので、財産活用課も一緒に行ってねというような話をしていたと思います。以上です。

○江頭委員

それからいくと、要するに古賀部長は、同じ理論で正副議長への報告も当然今の理由で、総務部がやるんだというふうに思っていたということなんですね。

○古賀地域振興部長

はい、私が12月中旬に、当時の畑瀬総務部長からお話があったときには、体育館を先に使いたいと。それに関して改修をするというお話がありました。それについては財産活用課のほうでやるからというふうに聞いてたので、当然、所管である総務部財産活用課が、正副議長を含め議会に説明、対応もされるというふうに認識しておりました。

○江頭委員

池田総務部長にもう一度確認です。この調査が始まって以来、庁内での聞き取りの中で、畑瀬総務部長は正副議長はもちろんのこと、地元議員にも説明をしていないと。富士町は2人出身議員がいますけれども、どなたにもやっていないという聞き取りだったんですね。

○池田総務部長

はい、そのように聞いています。

○千綿委員

企画政策課の課長にちょっと。1月に地元民自治会に説明に行って、議員に説明しないというのは、僕ね、ありえないんですよ。全体構想の中の一部を切り離しているわけじゃないですか。そしたら、自治会とかで例えば疑問点が出てきたら議員に聞くんですよ、議員に。だから、僕は確かに部長が言われるように、総務部がしたから、総務部が話さないといけない。でも全体構想は、この総務委員会にかかってたじゃないですか。委員会に何で説明しないのかわからないんですよ。絶対来ます、何かあってわからないことがあると、議員へどうなってるのかというのは来るんですよ、絶対。

それは、原因者である財産活用課の所管かもしれんけども、全体的な活用は企画調整部

でやってたわけでしょう。そうであるならば、何で3カ月後に議員に、例えば4月20日の時点で、ペーパー1枚で、これ説明じゃないですよ。バルーナーズができましたという説明ですよ。体育館のことは一切ないですからね。4月20日に口頭では説明されています。その資料は一切ないです。おかしいでしょう、だって。担当課でしょう。切り離したのは切り離したのが事実だから、そのときに早目に議会に言うべきでしょう。全体構想をやっていたけれども、体育館だけ別になりましたと。これ全体構想にかかわることだから、実際それは説明しておかないとおかしいでしょう。

資料もなしに、4月20日に口頭でしてましたと。口頭で覚えているわけじゃないでしょう、資料もなく。それは、意図的としか思わないんですよ、私たちは。自治会長会で説明を行って聞かれたときに、私たちは何て答えるですか。どう思っているんですか、そこら辺。

○武富企画政策課長

おっしゃいますとおり、地元への説明は、先ほど古賀部長が申しましたように、私どものほうで行っております。

それと、前回、総務委員会の所管事務調査の12の資料、メールのやりとりの部分なんですけれども、この13ページに1月15日のやりとり、こちらのほう、前回この内容について御説明したかと思えますけれども、これは南雲室長のほうから畑瀬部長に聞いたことを打ち返しがあっている内容ですけれども、このときの一番下の4つ目の点に正副議長に説明は、というような内容があるかと思えます。

このときに、その下に、私と大野係長も畑瀬部長と直接話をしてはいますが、というふうにある分、ここでは、私どもが自治会に翌日行きますのでということで、正副議長の説明もということ、先ほど古賀部長が言いましたように、責任部のほうでお願いしたいということで申し上げておまして、その打ち返しがこういうふうに聞いてたということになります。

ですので、繰り返しなりますけれども、今回の改修については、総務部のほうで御説明いただくものというふうに思っておりました。

○千綿委員

改修の原因者が説明しろと、あなたたちの言い分はわかる。でも今まで総務委員会にずっと全体構想の流れを説明してきたでしょう。それで何で改修があっていることを伏せるわけ。自治会長会で1月に説明しているじゃないですか。何で議員に説明しないんですか。説明しないといけないでしょう。だから、聞かれると言っているじゃないですか。あなたたちが自治会長に説明した時点で僕たちは聞かれるんですよ、それ以後。あれどうなっているのかと聞かれるんですよ。あなたたちが聞かれなくても、私たちは聞かれるんです。議員に説明しとかなきゃ、それは当然です。知らないですと言えますか、私たちが。

○武富企画政策課長

はい、この件に関しましては私のほうからもすべきだったのかもしれませんが、

先ほどありましたように、この後の議題になるかと思いますが、基本構想の中の目的を大きくずれないものというふうに認識しておりますので、ここの分の改修については、私どものほうというよりも、先ほど言いましたような形が望ましいかと思っておりました。

○千綿委員

ちょっと古賀部長にいいですか。全体構想を総務委員会で今までずっと説明をしてきてるじゃないですか。1月に自治会長会で説明したでしょう、体育館、ちょっと別で早くしますよって。そしたら当然ながら議会にもしないといけないでしょう。

それは原因者の総務部長がしなければならないのは第一義的に分かります。でも、総務委員会で今まで全体構想を説明してきたでしょう。基本構想をつくっていますよという話をずっとしてきたでしょう。体育館を別に早くつくりましたっていうのを一言言うだけでもいいのに、それさえないじゃないですか、結局。4月20日の総務委員研究会で、それも口頭ですよ。口頭で体育館はつくってますか何か、議事録を見ていないのでわかりませんが、でも本来は、体育館はこうやって事前に改修していますと、ちょうど4月20日にバルナーズの発表があっているじゃないですか。だからここは使いますと。それすら、資料すらないでしょう、資料すら。おかしくないですか。

もう1月と3月に自治会について説明して、議会に説明しないということの意味がわからないです、私。いつも言っているとおり、文句とかは僕たちに来るんですよ。住民の皆さんからの文句とか。ここは、おかしいよというのは、僕たちに来るんですよ。そうすると、僕たちがわかってないと答えられないじゃないですか。そう思われませんか、単純に。

○古賀地域振興部長

この件に関しましては、当然、企画調整部のほうで全体構想を練っていました。その途中で、先にバスケットの練習ために改修したいという話があって了解はしたんですけども、そのときに、この基本構想に影響を与えない、うちがやろうとしていることを改修することによって、施設が使いなくなるとか、利便性が悪くなるということがないようにという条件で了解をしていまして、全体の用途とか、やろうとしていることは変わらないっていう認識でいたのが1つと、総務部から議会にはもう報告をしているだろうということで、ちょっとそこが、認識が甘かったと思います。

1月16日も、本来の目的はこの改修を説明に行くことが目的ではなくて、2月に基本構想の原案の住民説明会を開きたいと。それを自治会のほうに、了解と御報告に行ったというような形で行っていまして、たまたまその自治会に行くなら改修のことも、ついでと言ったら申しわけないですけども、改修をしますっていうのを、その案件の後に言ったということでございます。

総務委員会に、バスケットのための改修を先にやりますって言うのを説明していなかったっていうのは、我々の配慮不足だというふうに認識しております。

○千綿委員

説明を総務部がやってたからいいっていう話じゃないということを行っているんですよ。今までずっと全体構想を総務委員会の中で説明されていたにもかかわらず、総務部が言わなくても、言ってもいいわけじゃないですか。隠しているということにしかならないわけですよ、逆に言わなかったのが。ひょっとして隠してるんじゃないの。だから僕が言っているのは、総務部が財産活用課でやりますけど、全体構想に関係ないので、前もって2月、3月に完成させますと、一言言えば済むことですよ、ある意味。そこが何でなかったのかという話ですよ。

説明に行かれた詳細は今聞いたのでわかりますが、でももう実際2月13日から着工しているわけでしょう。そうすると改修とかが入ったら小さな町だったら、あそこ何か作っているとわかるんですよ。当然地元の議員もいらっしゃるし、何かつくっているが、何ができの——知らないという話にしかならないですよ。そうなるんですよ、正直。

誰かが見ているじゃないですか、誰かが工事をしているのを見ているから、そうなったときに議員が何も知らない。自分たちは知らないですよとしか言えない。それって、よくないことだと思いませんか。本当にしないといけないのは、総務部なんですけど。委員会の中でも本来しとかなないといけないと思わない——総務部がすればいいっていう話じゃないんですよ。全体構想の進捗状況を言いに自治会に行きました。その時でも、総務委員会の委員長なりにでも、今度自治会でこうやって行きますということを一言言うだけでもいいんじゃないですか、委員会を開くまでもないっていうことであれば。総務委員長に、自治会にこういった説明に行きますと言う報告だけでもしとくべきだと思うんですよ。

委員会はなかなか頻繁に開けないとわかりますので、正副委員長にすいませんと、地元の自治会にこうやって行きますと、こういう説明をします、中間の報告しますので——されてないでしょう。

○古賀地域振興部長

はい、確かに私のほうから、正副委員長に御説明をしたということはないです。

ただ、これまでも地元、それから議会には富士小学校跡地整備については、特に注意を払って説明とか情報共有をしとかなきゃいけないというふうな形でやってきたんですけども、これに関しては、ちょっとそこが欠けてたというのは申しわけないというふうに思っております。

○山下伸二委員長

普通、こういうのは正副委員長とか正副議長に事前に来るぐらい、先ほど部長が、総務部がやるものと思ってたとおっしゃいましたけれども、非常に大きな事業ですよ、富士小学校跡地全体の利活用というのは。何年もやってきて、マスコミにも取り上げられて、そうすると影響を与えようが与えまいがそこ全体を所管する部長と、そして、改修をするなら総務部、そして財産活用課が普通だったら、両方来られて正副議長なり正副委員長なりに説明をされるはずなので、いやそれはもうこれはこっちがやるつもりでしたいう、これ

はちょっと説明としては、私たちはもう理解できないかなというふうには思いますけれども。

○川原田委員

今のにちょっと関連しますけど、千綿委員が再三に議会に報告がないということで、私はいまだに信用できないんですね。

池田部長は全然ないと、でも、ひょっとしたら畑瀬副市長が言っていたかもわからない、私ね、これだけの問題があつて、地元議員にも何の話をしないというのがまず不思議でしょうがないわけですね。ですから、地元議員とか 2 人いらっしゃいますし、またこの前から私ずっと同じことを言ってますけれども、その辺に精通した議員さんにも本当に言っていないのかって、これ言ってね、そしてまた簡単にわかったわかった俺に任せとけ、俺が何とかするのでと書いていたら大問題なんですよ、これ。執行部としては報告をしているということになるわけだから。

一貫して言っていないことを言われますけれども、私、ちらほら、これは噂話かもわかりませんが、いや地元の議員に話したよっていう話も、噂——また噂話をしたら怒られますけれども。いやいや、本当ね、だから、一貫して議員に話していないということが本当に信じられないし、だからその辺をちょっともう 1 回池田部長のほうから畑瀬副市長に確認をとってもらえますか、本当に話していないのと。いや、それ、下手したら議員がよかよか俺からするので、話しておくのと書いていたら、これ大きな問題ですよ。それこそ議員のほうで失念したことになるわけですよ。

私、本当にね、これだけの問題、もう勝手に工事も始める、こういうことをやっけていて地元で議員が 2 人もおられて、そういう話もしないという、ちょっと今まで、先ほどの江頭委員の質問の中にちょっと触れますけれども、もう信じられないなど。どうですかね、この辺。

○池田総務部長

わかりました。もう一度畑瀬副市長に確認をとります。

○山下伸二委員長

確認をとっていただくのと、委員の皆様にお諮りしますけれども、この件については、後日また改めて畑瀬副市長に来ていただくこととなります。

皆さんには後ほど、畑瀬副市長に来ていただいたときにどういう項目を質問していくか、ちょっと委員間討議を行おうと思ってましたけれども、その項目の 1 つとして、池田部長に確認をしてもらうのとあわせて、そのときに委員会として取り上げるということで御確認いただけたらというふうに思いますので。

○江頭委員

先ほど千綿委員と古賀部長の質疑のやりとりの中で、ふと思ったんですけど、一連のこの調査の中で古賀部長、体育館問題に対して、ほとんど名前も出てきていらっしゃらない、

ということは、ほとんど当時の企画調整部長でありながら、外にという形で余り関与されてないってことで、この体育館の改修の細やかな部分、詳細な部分、そういうところが全然わからないから、やはり地元の議員に対しても議会に対しても、報告のしようがなかったふうに取りられるんですよね。要するに知っていれば、当然、説明——この改修の内容がよくわからなかったんじゃないかなと思うんですよ。

ここに名前が出てくるのは当時、企画調整部の中では武富課長なんですよ。武富課長は多分古賀部長より詳しくははずなんですよ。だから本来なら、あなたたちは総務がやるべきだと思ってたと言うんだけど、本来なら体育館の改修の詳細な改修の部分がわかってるのであれば、報告したと思うんです、部長だって。ここが、この体育館問題の非常にいろんな疑念が大きくなる場所なんですよ。もう全てに、この体育館問題に関して、きょうの中間報告じゃないんですけど、どんな部署でも、何かこう疑義が生じる、何でっていうようなミスが出てくる、この問題に関してだけなんですよ、今までずっと項目を挙げてきてね。

だから、私は議会に報告しなかったこと——この当時、1月15日が自治会の——今は地元との共有ですので、この時点でも改修の内容っていうのはほとんどわかってなかった、古賀部長はわかってらっしゃらなかったんじゃないですか、その確認です。

○古賀企画調整部長

改修、その事細かいところまでは聞いておりませんでしたけれども、当時、聞いていたのは床が使えないと、消火器がまかれていたとか、そういうふうなのは聞いておりましたので、ガラスが割れていたっていうのも、1月の中旬には聞いていましたので、床の研磨とバスケットの練習に使うということですので、バスケットのゴールが要るだろうということで、そこは可動式と言いますか、何かありますよね、あれを備品かなんかで持って来られるのかなっていうのは思っておりました。それは聞いておりました、バスケットゴールが要るっていうのは。それと舞台についても、その次——次って言ったらかおしいんですけど、そのころぐらいにさっき言った2つの後に、舞台のほうも取っ払わないとちょっとフルコートでできないっていうのは聞いておりました。

それぐらいの工事の内容は知っておりました。その詳細を知らなかったから議会に報告しなかったっていうことはなくて、むしろ自分の所管というのが、その認識が薄かったというほうが、報告しなかった理由としては強いのかなというふうに思ってます。

○江頭委員

次の課題が基本構想の部分ですので、ちょっと踏み込まないですけど、今の話からしたらですね、あなたは基本構想に携わったトップでありながら、体育館、一つの施設にステージを取り除くということは基本構想にもものすごく影響してくるんですよ。

これは後でまた質問をしていくんですけど、この時点ではやっぱり修繕程度だと、当然、1月5日の起案文を見たら、要するに床に消火器がまかれてた、窓ガラスが割れて

いた、要は修繕程度のぐらいしかなかったんですよ、認識が。基本構想にかかわることですよ、一番わかっている、一番大もとの基本構想を遂行する部長として、体育館のこれ大規模改造ですよ。その認識があったらちょっと待てよと。当然、畑瀬部長が言っても、そこであなたは、いや待ってくれと、こんな冗談じゃないと、この構想の中で、という話になってくるのが普通なんですよ。普通に思うんです。

だから当時は——今ここは共有の問題ですので、自治会との共有と議会との共有ということであれば、この時点では、まだ修繕あたりで体育館が別途行われるのだから、バスケットに使えるんだったらバスケットの合宿地もできるようになればいいなぐらいの感覚じゃなかったんですか。

○古賀企画調整部長

おっしゃるとおり、あそこは簡易宿泊所のためのスポーツ施設として、いろんな屋内スポーツがやれるようにというふうに基本構想の中でも想定をしておりましたので、それに支障がないといえますか、そのために改修を先行してされるのは、私としては承諾をしたつもりです。ただ金額とか、そういうのはここまで大きくなるっていう想定は、その当時はしていませんでした。

○千綿委員

古賀部長、確認です。

もし当初からそこまで大きな大規模改修だったら、当然私は、古賀部長だったら説明をされたと思うんですよ。さっき江頭委員も言われたように、当然ながら。そしたら武富課長はそこまで詳細を言っていないということなんですよ、要は。だってメールで出てくるじゃないですか、武富課長の名前と南雲さんとか財産活用課の大野係長とか野田副課長の面々とかいろいろ出てくるんですけども、古賀部長は出てこないんですよ。口頭で説明をされたのかなと、多分説明をされてないだろうっていうことしかわからないんですよ、これだけ見れば、正直。

私は、すいません、フォローするわけでも何でもないんですけども、古賀部長は当時これだけの規模の改修であったとわかっていたら当然、議会への説明を指示されるだろうと私は思います。だから、多分、その詳細をわかられてなかったとしか私は思えないんですよ。私も江頭委員と一緒に。ただ、部下は部下で一生懸命 3 つの課でやっているわけですよ。それを上に上げたか上げていないのか知らないけれども、そのようにしか見えないんですよ、この資料を見た限りにおいては。

当然、古賀部長は議会にもおられたから、議会のほうに報告とかそういうのも当然、必要性はわかっていると思うんですよ、正直。ただ、そこまでの重要性を認識されていない。けれども、課長は全部知ってあるんですよ。秘書課と財産活用課と打ち合わせをして、これだけかかると、2,000 数百万になる、耐震設計がこれぐらいなると全部ほとんど知ってあったと思うんですよ。それが多分報告がっていないんじゃないだろうかっていう、私は

そういう感想を受けます。

○古賀企画調整部長

確かに、おっしゃるとおり私の情報量っていうのは少なかつたと思います。ただ、部長が細かいところまで携わるっていうのはなかなかないことでして、担当課に任せるといいう仕事が多いです。情報量が少なくて議会に説明をしなかつたんじゃないかっていう御質問ですけれども、私の認識としてはそれとは別に、これは議会に説明しなきゃいけないという認識がありましたので、企画政策課のほうに財産活用課から説明をしてもらってねっていうのは、言ったと思うんですね。だから認識はあつたと思います。

それと、あと確かに企画政策課長のほうが情報量は多かつたんですけども、私も報告をするように指示をしなかつたという責任もあると思いますし、企画政策課の所管が企画調整部でありますので、そのトップは私でしたので、一番の責任者は私だというふうに認識しております。

○千綿委員

確認です。財産活用課の誰に言われたんですか、その議会に説明しておいてくださいというのとは。

○古賀企画調整部長

それは直接じゃなくて企画政策課にそういう指示をしたと思います。

○川原田委員

企画政策課は部長から、どなたが指示を受けたの。

○武富企画政策課長

議会説明の必要ということは私のほうに言われておりましたので、先ほどの部長を初め、そういったことで説明の必要があるんじゃないかということはお伝えしたかと思っております。

○川原田委員

いやいや、部長がね、財産活用課のほうに議会に説明するようにと、今発言があつたんですけども、それ課長は財産活用課に伝えたの。

○武富企画政策課長

申しわけございません、これは財産活用課長には直接は申し上げていないと思います。総務部長とそれから担当のほうにこういうふうな話もあるしということで1月15日を含めて、お伝えしたというふうに記憶しております。

○川原田委員

いや、部長からそういうふうに議会のほうに言われて、あなたが財産活用課に言って、じゃあ言われた以上、あなたはその返事をもらわなかつたの。こうやって議会に言ったのかっていうことを確認しなかつたの。

○武富企画政策課長

その返事の一つが15日に秘書課のほうがメインですというふうな話がきましたので、それを言うタイミングだったんだろーという事で認識しております。

○川原田委員

いや15日のなんのと言うけど、そんな悠長な問題じゃないだろう、これは。すぐやらないかんだらう。違いますか。

○武富企画政策課長

時を置かずして話しに行ったかとは思っております。すぐに言ってくださいということ強くこちらのほうから申し入れるべきだったと反省しております。

○川原田委員

あのね、そういう単純なところを抜いてしまっているからこんな大問題になってるじゃないの、あなたたち、その辺分かってるの。ほとんどわかってないんでしょ。だから、私、きつい言葉で言ったように議会軽視どころじゃないと、あなたたちは議会無視だと、議会不要論だと、そういうふうにするところがあるわけですよ。きちっとやっていけば何ということはないのに、こんな大問題になるわけじゃないの、あなたたちは想定してないでしょう、こういう問題になるっていうのを。単純に考えてしまって……だから、もういろいろ後づけの理由はいいからさ、これ本当対応していないとね、今後の議会と執行部がガタガタなっちゃうよ、あなたたちがこんなミスをやったばかりに。今、一生懸命頑張ってる職員たちも、我々の顔を見たら目を背けられますよ。こんなことでいいんですか。あなたたち、この責任というのはすごく大きいんですよ。理解してますか。武富課長、答弁できますか。

○武富企画政策課長

はい、今回の件では、全てにおいてこちらのほうの配慮不足だったという部分について反省をしております。今後こういうことが起こらないように総務部のほうでもされてます今後の対策について、一緒に検討していきたいと思えます。

○千綿委員

武富課長、その部長から指示を受けた時期と財産活用課に言われた相手、あなたが言ったから向こうが説明するものだと思うというのはわかるわけでしょう。あなたが部長の指示を受けて、財産活用課に言ったわけでしょう。誰に言ったんですか。その時期を含めて。

○山下伸二委員長

担当とおっしゃいましたかね、部長と担当とおっしゃったと思うんですが、担当はどなたですか。

○武富企画政策課長

説明の必要性については、この会議の折か、ちょっと場所は覚えておりませんが、総務部長を初め、会議に出ておりました野田副課長、大野係長のほうに議会説明が必要だよということは申し上げたというふうに記憶しております。

その部分については、古賀部長のほうに12月中旬に条件つきでこれを使うことのできることを知らせていますので、その後、12月21日の会議の折には、まずは財産活用課のほうに申し上げましたし、その後ちょっとどこでお会いしたかは覚えていませんけれども、そこで議会説明の必要性について何度かお話をしたというふうに思っております。

○山下伸二委員長

この経緯の3ページの12月21日、下から3段目ですね、ここですかね、市役所コールセンター内で12月21日だったという話がありましたので、3ページの下から3段目、もしくは……このときは畑瀬部長がいなかった……参加していない……そうすると一番上のところは、武富課長はいらっしゃらないから……

○武富企画政策課長

12月21日の折には、ここで改修をするということがありますので、この会議の後かと思えますけれども、議会報告の必要性のほうを申し上げたと思います。その後、財産活用課の野田と大野のほうに申し上げたと思っております。

○山下伸二委員長

21日は3段ありますよね。3段目の15時から、これは当時の畑瀬総務部長はいなかったというところの打ち合わせの後にですね、担当者のお二人にはですね。じゃあ、畑瀬部長にいつ言われたのかわかりますか。

○武富企画政策課長

畑瀬部長には先ほどメールありましたように、正式にきっちり申し上げたのは1月15日に申し上げておりますし、それ以前にもその会議の場ではなくて申し上げたかもしれませんが……そこがちょっと済みません、覚えていませんけれども、そこが一番じゃなかったとは思っております。

○千綿委員

畑瀬部長に言われたときに何と答えられましたか。

○武富企画政策課長

そうだねっていうような形で、要は、しなきゃいけないなというようなニュアンスだったと思います。

○千綿委員

野田副課長と大野係長すみません、武富課長から指示——議会への説明の指示をどういった形で受けられて、どういう対応をされて、その後どうされたのかをちょっと教えてください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、いつの時点で伝えたかはちょっと覚えていませんけど、部長のほうには工事関係の分とかで報告したときに、こういうふうな話がついていうことではしていただきましたので、私としては、済みません、部長のほうから上げていただくものと、もうその

認識しかありませんでした。

○野中宣明委員

武富課長、ちょっとそもそも論で教えてもらいたいんですけども。財産活用課の野田さんとか大野さんにお話しをされたというんですけど。何で当時の課長には言われてないんですか、課長が何で大体出てこないんですか。無視しているんですか、課長を。

○武富企画政策課長

無視をしていたわけではないんですけども、副課長、係長がおりましたので、そこで申し上げた部分でございます。今思えばちゃんと課長のほうに部長からの指示を伝えるべきだったと反省しております。

○野中宣明委員

課長はもう全然加わってないんですか。鶴課長は全く名前が出てこないんですよね。ちょっと財産活用課に聞きたいんですけど、鶴課長はどういう立場だったんですか、この時期においては。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

指示が私とか大野 2 人に直接おりにてきたものもありますので、こういうふうな動き、指示がありましたので、旧富士小学校も見に行かないといけないとかいうのも、私たちも現場に行かないといけないという——席を空けますので、こういうことで指示があつてますので、こういう動きをしますということで、ボトムアップで私どもからは当時の鶴課長には報告を上げておりました。小さいところはしておりませんでしたけれども、大きい項目については、こういうことだというのは 3 人で協議をして、なるべく前に進めていくようにはしております。

○野中宣明委員

そうなるとじゃあ、真っ直ぐ指示が来る、総務部長から課長、野田さんたち担当にという流れはなかったんですか。ボトムアップで上げる分は上げて、おりにくる分というのはもう部長からまっすぐ野田さんたちに来ていたんですか、指示が。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今回の件はそれが強かったと思います。課長から指示っていうのは基本的にはもうほぼ……私どもから、その検査とか、課長がしていただかないといけないものもありましたので、そういう打ち合わせはしておりましたけれども、今回については、ちょっと指示等は直接私に來たり大野に來たりするのがあったと思います。

○野中宣明委員

じゃあ、武富課長もその構図がわかってあって、直接野田副課長たちに真っ直ぐ話をされていたんですか、課長を通り越して。

○武富企画政策課長

いや、財産活用課のその内情までは、申しわけございません、把握をしてたわけではご

ございません。財産活用課に言ったということだけで、課長にお伝えしていなかったということでございます。

○野中宣明委員

だから、通常組織で仕事をする場合は課長から課長——しかも、これは企画調整部から総務部というもう完全に部がまたがった状態で仕事をされる場合は、通常やっぱりきちっと課長から課長に、そういう入り口から入らないとやっぱりだめだと思うんですけど、それが全然できてないですよ。真っ直ぐ部下というか、現場の方々にそう言ってやっているの、承知していないとか何とかいろいろ今言われてるんですけども、通用しないんですよ、そういう言葉は。そこをもう少しきちっと説明してもらっていいですか。

○武富企画政策課長

その点に関しまして私のほうから古賀部長から言われた折に、財産活用課長に言うべきだったと思っております。申しわけありません。

○野中宣明委員

言うべきだったと思うじゃなくて、だから何で言わなかったんですか。何でそこを通らなかったんですか。鶴課長のほうにいろいろお話とかされなかったんですか。

○武富企画政策課長

その当時会議のほうに野田副課長、大野係長が出ておりましたので、もうそこで話して、そこで伝えたというふうに認識してしまいました。そこについては課長のほうに伝えるべきだったと思います。

○野中宣明委員

一般的にちょっと教えてもらいたいんですけど、通常、役所の中で業務をこうやってまたがってやるするときというのは、こういうことでいいんですか。

○池田総務部長

市長も最近繰り返し言っておりますが、組織としての動きが——今回の件、組織としての動きができていなかった、ガバナンスが全くなっていなかったところでは認めざるを得ないと思います。通常、課長から課長、指示も上からの指示が組織論として当たり前のことだと思います。その分も問題点を取りまとめて検討していきたいと思っております。

○千綿委員

部長、そしたら僕はちょっと今のやりとりを見ていて思うのは、畑瀬総務部長と武富課長が課を、もしくは部を横断して指示を出したということを確認されるということではないんですかね。

○池田総務部長

それは畑瀬副市長から武富というところではなくて、うちの内部的に、財産活用課の課長ではなくて、まっすぐ下の副課長のほうに言ったということでございます。

○千綿委員

僕たちが今までずっと、もう 10 回、10 回しているんですよ。10 回して、今日で 11 回目ですよ。ずっと一連聞いていて、私たちは常にそれ全部一応調査してきてますので、見ると、もう当時の畑瀬総務部長と武富課長と南雲さんで回しているようにしか見えないんですよ、正直。要するに、組織立って動いてないとわかります。私もそう思います。もうそこでやってるってしか見えないんですよ。鶴課長なんか出てこないですよ、古賀部長の名前も出てこない、ほとんど。1 回、2 回出てくるくらいなんですよ。全部横断してやっているような形にしか見えないんです、正直。組織の体をなしてない。

部とか課とか関係なくて、自分たちで勝手にやってるようなイメージにしか見えないんです。私が思うので、別に部長は違うと思うかもしれませんが。私はずっとその議論をやっている、経緯を見ていると、そうとしか見えない感じがします。組織の体をなしてないように見えます。

○池田総務部長

そうとしか見えないってところが一番問題だと思います。私も現実に、リアルなところでいなかったので雰囲気はわからないんですけども、そういうふうに見えたということは大きな問題だと思ってますので、そこはきちっとできるように体制を整えないといけないなと思っています。

○山下伸二委員長

もちろん、小学校全体が企画調整部ですから、武富課長のところに話をしとかなければいけないというのはわかるんですけども、言われたとおり、財産活用課は総務部なんですよね。総務部で財産活用課の課長を一切経由していないというのは非常に不可解ですよ。私たちはよく議会の中でも一般質問で庁内の横断的な連携をと言うんですけども、これは横断的な連携とは言わないですよ。私たちが言っている横断的連携というのはこういうのじゃなくて、きちっとそれぞれの部署間で責任者の人たちが連携をとって、そこでの意思疎通が行われていて初めて庁内連携ですから、ちょっとこういったのは庁内連携とは呼べないかなというふうにちょっと私も感じておりました。

○江頭委員

議会との地元の情報共有ということで、改修でも全然地元の議員にも、議会にも報告が……今の質疑の中でわかるんですけど。この件が出て、ホームタウンの申請に向かうときも、それから、富士町で 4 月から特に秘書課の皆さんが、山崎課長を初めとして、バルーンバズの選手の就職あっせんに関して一切地元議員にも、これもまた報告をしてない、しなかったということよろしいですか。

そして、この就職斡旋でも、この委員会の中でもかなり質疑をしたんですけども、非常に元会長の山口さんにも迷惑をかけたという、一連もありますよね。それも地元の議員に対して報告をしたともこの経緯を見ても、どこにも書いてなかったかな。まさに、そこがもうこの改修の話もしていない。それから就職あっせん、そういうバルーンバズの選手

の富士町における日常生活の部分、それからホームタウン申請、体育館を拠点としていくことに対しても地元の議員にも、これもう 1 回改修の話をしていないから、ずっと伏せるしか——伏せるというか、どこかの時点でと思われたんでしょうけど、それもできてないことというのは、何でこの体育館だけの問題にここまで説明をしなくて、あなたたちだけで動いたのか。この改修はいいですから、その後の部分の説明をお願いします。

○山崎秘書課長

江頭委員がおっしゃったように、地元の議員にも結果的に説明を私のほうからは全然できておりません。就職の件では地元の山口さんにも、大分御迷惑をおかけして、山口さんのほうに大分お詫びを申し上げたんですが、その経緯について私のほうから地元議員さんのほうには、結果的に報告できなかったことについては、今反省をしているところでございます。今考えますと、やはり先ほどからおっしゃっているように事前にやっぱり地元の議員、それから議長、委員長等に相談すべきだったということで反省しております。

○山下伸二委員長

ホームタウンの件はどうですか。

○山崎秘書課長

ホームタウンの件は、やはりそのときの前回の委員会の中でも御説明申し上げたんですが、私の意識としては、やはりBリーグのほうに書類を提出しなくてはいけないということで、そういう意識のほうが強かったっていうのがやっぱりあります。それで議員のほうにその時点で報告をしなければいけないということは考えませんでした。申しわけございませんでした。

○江頭委員

山崎課長、本当に申しわけないけど、僕は言葉じりをとって質問をしたくないんですけども、報告ができなかった、地元の議員に対しても、正副議長に対してもできなかったことと、何でできなかったことになるのかなというのが、改修のときに話をしていないということの流れでできなかったことになるのかですね。

○山崎秘書課長

それ以前に議員に説明していなかったから、そのとき、支援のときにしても、就職のときにしても、説明をやめておこうという考えは、そのときは、正直私のほうにはそういう考えで議会のほうに報告しなかったということはございません。そのときはもう単純に議会に報告しなければいけないということを、やはり私のほうが認識していなかったんだと思います。以上です。

○江頭委員

非常にうがった言い方になんですけど、上司の畑瀬部長がやっているんじゃないかなと、地元議員ぐらいにはと少しでも思われなかったですか。

○山崎秘書課長

提出させていただいた南雲のメールの中にも当時の畑瀬部長に議会の説明をとということでも話もあっていたので、部長のほうから説明があるのかなというのは、正直やっぱり私も南雲も思っていたところがございます。

○川原田委員

山崎課長にお伺いしますけれども、そのバルーナーズの就職のあっせんか何かのときに、当然山口自治会長も当然ですけれども、やっぱり地元の中をコメツキバッタみたいにしょっちゅう頭を下げて回っているのは我々議員なんですよ。百戦錬磨の畑瀬副市長からもそういう助言というのはなかったんですか。議員さんに相談して一緒に回ったら早いかわからないよとか、そういう助言はなかったんですか。

○山崎秘書課長

そのときは、そういう指示等はございませんでした。

○川原田委員

ということはやっぱり議会には内緒でやろうねということかもわからんね、裏を返せば。通常、畑瀬副市長クラスになるとやはり、議会との関係も十分にわかっていらっしゃるから、本当に地元のことを一番わかっているのは、議員だから議員にも相談しながらやった方がいいんじゃないぐらいのアドバイスがあつてしかるべきだと思いますけど。私たちも地元の議員のときは、やはりその当時、10 数年前の総務部長あたりがお見えになって、よかったらこういうことでやりますから、ぜひ御協力をいうことがあつたんですけれども、本当になかったの。信じられないな、それ。まあ、なかったと言われればそれまでですけどね。

○山下伸二委員長

その辺も含めて、副市長に来ていただいたときに、単に改修の事前の調整だけではなくて、そのホームタウンの申請等も、議員に対しての何らかの接触——接触という言い方はおかしいですけども、相談なり働きかけ等がなかったかどうかについては、その辺についてもまた確認をすべきかなというふうに思います。

○千綿委員

山崎課長、ちょっとお尋ねですが、そもそもその 1 企業のバルーナーズという企業の就職あっせんを地元をお願いされてますよね。でも当初の説明ではバルーナーズの支援って広報と告知だったかな、だから広報広聴ということで決まっていて、就職の世話までするということに対する違和感ってないですか。例えば、僕たちからすると一つの株式会社、株式会社サガスポーツクラブっていう会社のバスケットボールチームの社員の就職のあっせんを地元をお願いされたわけでしょう。ということは、1 企業なんですよ。というのは、例えば 1 企業の支援を市役所が強力に推し進めるときに、山口前会長のところをお願いに行くということに対する違和感というのがなかったんですか。

○山崎秘書課長

以前も御説明したと思うんですが、当日一緒に就職のあっせんをお願いしに行くという話をして行ったわけではなくて、結果的に当日バルナーズ側のほうから地元のほうで就職がないかというような話があって、そのときはちょうど自治会長会の前だったので、私どもも同席しておったんですが、おっしゃるように一つの企業の就職を地元をお願いするということに形的になってしまったんですけれども、佐賀市のどこでもいいというわけじゃなくて、やはり地元の富士のほうで働いて盛り上げていきたいということでお話をされて、それを聞いて、そこについての違和感はなくて、それはいいことだなということで出席した者は思ったと思います。

○山下伸二委員長

これは、3月13日にナチュラルライフから課長に当時お願いがあって、課長の判断で、佐賀市として、秘書課として関与していくことを決めたということは、以前の調査の中で説明がなっていますので、地元との関与についてちょっと話を戻しただけであれば助かります。

○千綿委員

だから、結果的には、結局いいよという会社が幾つか出て、就職はされてないわけですよ。結果的に、一応市がお願いしたような形になっているわけでしょう。山口前会長にお願いして、山口前会長がいろいろ動き回っていただいて、そして、結果的にはなされてないわけですよ。ただ、多分地元からのイメージからすると、市役所がこれだけかかわっていても、結局ドタキャンされたとしか思わないじゃないですか。

それで、最終的にはそこで山崎課長がずっと謝って回られたっていう部分になっていくんだろうと思うんですが、山口前会長からするとじくじたるもんがあるんじゃないかなという、私の感想なんですけど、そこまでされて結果的にははしごを外されたっていう話になってしまうと、大変だろうなって私なんか思うんですけどね。最終的にその断られて、結局ドタキャンでもう全然就職のあっせんはできなかったわけでしょう。そのことについてちょっと。

○山下伸二委員長

この件についてはバルナーズへの支援のときに、1回話をしてもらっていますけれども、改めてすいません、今質問がありますので、答弁をお願いします。

○山崎秘書課長

おっしゃるように結果的に、市のほうも一緒に山口会長のほうにぜひお願いしますということでお願いした経緯がございますので、結果的に地元のほうに就職ができなかったことについて、山口会長のほうには本当に御迷惑をおかけしたと思いましたので、山口会長のほうには謝罪しに、電話でも、行ってもさせていただきましたし、当然私も一緒に、企業のほうにも、バルナーズだけで行くんじゃないで、私のほうも行って頭を下げる必要があると思いましたので、そこまでは私もさせていただいたところであります。

○千綿委員

それブルーナーズの本拠地の申請を8月16日にされているじゃないですか。その説明は地元にはどういった形で説明されてますか。いつごろに、もしわかれば。

○山下伸二委員長

地元には説明されていますか、佐賀市がホームタウンとして申請することを。

○山崎秘書課長

8月の起案でとった支援文書をブルーナーズのほうに提出するということについては、自治会長を含めて説明はまだしてありません。

○山下伸二委員長

地元には説明はしていないと、この件については地元とは連携をとってないということですね。

○重松委員

地元との情報共有に入っていますけども、一つだけ確認で、議会への報告の中で、南雲室長と山崎課長は、部長が議会のほうには報告すると思っていたということでしたけれども、畑瀬部長と武富課長のラインの中で、まず、12月21日に体育館の改修については、武富課長のほうから畑瀬部長のほうに議会への報告をお願いしますと言ったということでしたけれども、そのあとメールのやりとりで1月15日にも、畑瀬部長から正副議長への説明は会見前に会見資料で行うということで、これは南雲室長から武富課長のほうにもメールが行ってるわけですね。そのとき武富課長は、これを見てるわけですね。その後もその翌年ですか、2月に入ってから議員への説明は会見の前ということでしたが、改めてどのタイミングで行うか、後ほどまた相談させてくださいということで、これも武富課長も受けてありますよね、南雲室長からですね。

その後に、ずっと12月から1月、2月に入っても全然議会への説明があってないじゃないですか。そこ、武富課長はもう絶対わかっていたと思うんですよね。常に入ってありますから。そのときに、確かめなかったんですか。もうそろそろしたほうがいいんじゃないですかとか。例えば、こういったことを言ったら何ですけども、部長のほうからちょっと議会には伏せとけと言われたのか、それとも、あくまでも部長の判断にお任せするというので、もう改めてまたいつしますかというなことは言わなかったんですか。

○武富企画政策課長

1月15日の折には申し上げたと思っております。ただその後については、確かにこのメールは見えておりましたけれども、申しわけございません、これを見て催促といいますか、したほうがいいんじゃないかっていうことの発言はしていないと思います。

○重松委員

そしたら、あくまでも前総務部長、畑瀬部長が議会への説明というのはもう握りつぶしたということですね。もうそれでいいですかね。

○武富企画政策課長

握りつぶしたかどうかは、お聞きいただいたほうがよろしいかと思えますけれども、このとき、後でちょっと見返しても、会見前というようなことのタイミングを思っていたらしゃつたみたいであるので、その会見がどう動いたかっていう部分が、影響したのかもしれないけれども、申しわけございません、1月15日以降私のほうから議会説明の催促といたしますか、そこの申し入れはちょっとしていないと思っております。

○山下伸二委員長

南雲室長に確認します。このメールで、きちっと確認していなかったかもしれませんので、確認なんですけれども、畑瀬部長から正副議長への説明は会見前に会見資料で行うと、これは、バルーナーズ、プロバスケットボールチームが誕生しますということについて、正副議長に説明を行うという、この件だけよろしいんですかね。例えば体育館の改修とかそういったことも含めてということだったという認識だったのか、そこだけ確認させてください。

○秘書課シティプロモーション室長

このときは、たしか、その内容について、何々について、何々についてっていう確認はしていなかったと思います。ただ、私の頭の中にはその工事について、あまり詳しく、詳細までは、金額とかも知っていたわけじゃないので、工事について秘書課から説明するっていうことは考えていませんでした。

○山下伸二委員長

そうなるとですね、結果として1月に行う予定だったバスケットボール、プロバスケットボールチーム誕生の記者会見が結果として、4月20日に延びていますので、そのことができなかったということについては、なんとなく理解できるんですけれども、その間に、この体育館の改修について説明ができなかったのかどうかということは、このことも畑瀬副市長に確認をすべきかなというふうに思います。この1月15日の記者会見前、南雲室長はバスケットボールチームだろうというふうに認識をしていたんですけれども、どういうことで、南雲さんと当時の畑瀬部長が話をされていたか、ここはちょっと確認をする必要があるかなというふうに思います。

○江頭委員

これは畑瀬副市長の答弁だったかもしれませんが、このバルーナーズの誘致が富士町ないしは佐賀市にとって地域活性化に寄与できるというような答弁をされていますよね。プロバスケットの誘致ということに対して。でも、今この就職あっせん並びに住まいのいろんなあっせんに対して、結果的には非常に富士町に対しても、地域に迷惑をかけていることになってるんですけれども、このことについてどういうふうに思われるんですか。総務部長でもいいし、山崎課長でもいいですけれども答弁をお願いします。

○山崎秘書課長

確かに、バルナーズのほうは地元を盛り上げようということで、就職を富士のほうでという、それで住んでということだったんですが、結果的に、今のところ迷惑をかけてしまっているだけというような状況については、御指摘のとおりで、今のところそういう状況であるというのは認識をしております。

○江頭委員

今バルナーズのチームは体育館を使用して練習に励んでらっしゃいますよね。どちらにお住まいになっているんですか。そういうのも斡旋した課長だったら、把握も全部できていると思うんですけど。

○山崎秘書課長

チームのほうからお聞きしてるのは大和のほうに住まれているということでお聞きしております。

○野中宣明委員

これは前、議論したんですけど、選手がそこに入居されるからということで宿舎を探されていて、宿舎契約までしてありますよね。これは何ですか、それなら、今どうなっているんですか。

○山崎秘書課長

富士で借りられている宿舎については、もともとは選手のほうが住まれるということで探されたら、それで契約までされてるということでお聞きしてるんですが、ちょっと詳しい、何で入らなかったということまでは、ちょっと検討した結果、今のところは今の選手は入られていなくて、今後またトライアウトで入ってこられる選手については住まれるかどうか検討していきたいという返事を受けております。

○野中宣明委員

じゃあ、地元にとっては地域貢献にはなっていないということですかね、結果的に。

○山崎秘書課長

今のところはそういうことになります。

○千綿委員

でも、そもそも論からいくと、本体の部分は32年3月までの完成で今計画が上がってますよね。そうすると、本体工事に迷惑をかけない範囲でということで体育館利用がなっているので、当然それ以降はなかなか使いづらいついていうのをメールの中にも書いてありますよね。山崎課長、それを受けたときに32年3月までに——マックスできて32年3月じゃないですか、バルナーズがそこを使えるっていう認識。就職、もしくはそういうのをお願いして回ったときに、それ以降はどこで練習されるかわからないわけですよね、逆に。そういうのは考えられなかったんですか。それともそこに就職しながら別のところに練習に行くっていう認識をされていたんですか。

○山崎秘書課長

その当時そこまで認識して就職とか住むところを考えていたわけでは正直ありませんが、おっしゃるように、練習はほかのところでも、富士を盛り上げたいという気持ちからすれば、そのまま住まれてアルバイトでも働かれていくのは問題ないかと思います。

○江頭委員

すいません。今の続きなんですけど、これ総務部長にお願いします。就職あっせんとそれから住まいのそういう一連の流れの中で、山崎課長、実際このブルーナーズのチームというのは結局、地元で迷惑かけたということになっていますよね。なったというふうに今おっしゃいました。ということは、そのこういうトラブルを起こしたチームを8月には本拠地としてやるんだという起案文を起こして、申請するそのことについて、総務部長はどういうふうに思われますか。これだけ最初のつまずきがあるんですよ、スタートの。そういうブルーナーズの本拠地として佐賀市のプロバスケットチーム誘致に向かうということに対して、これ議会に報告もしてないから、そんな軽い気持ちだったんでしょうけれども、総務部長、この点について本当にどう思います。

○池田総務部長

まずもって地元のほうに迷惑をかけたということは認めて、その辺は反省をしておるところです。8月に支援を決めて、今ブルーナーズ、確かに、富士町で働かれていないんですけども、いろいろな行事ごと、まつりへの参加ですとか、子ども対象のバスケットのクリニックとかは精力的に開いて、なるべく地元のためにということで活動をされているようでもあります。

そういったところを含んでいただいて、確かに、議会のほうに報告をしてなかったことは大なる反省点ではございますけれども、市と議会一緒になって応援して支援していければなと今思っているところでございます。

○山下伸二委員長

時間が2時間程度経過いたしました。

情報共有のあり方について、一緒に盛り上げていくのであれば、なおさら議会になぜそういうことをやってるということを説明しなかったのかという、ちょっと疑問を重ねれば重ねるほど、ここら辺の情報共有の状況について、共有については非常に疑問がありますけれども、ちょっと一旦ここで休憩に入らせていただいて、次、もし残りがあれば、議会、地元との情報共有について話をさせていただきますけれども、次は富士小学校跡地の利活用に係る基本構想に与える影響、これについて入っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

再開を15時といたします。

◎午後2時48分～午後3時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは総務委員会を再開いたしますけれども、きょうはこの後、富士小学校跡地の利

活用に係る基本構想に与える影響と公文書管理のあり方、それから、職員の倫理についてまで予定したんですけれども、時間的なものがございまして、職員の倫理は、調査項目の①②のほうに職員倫理がありましたので、分けさせていただいて、きょうはできれば公文書管理までの調査にさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、人事課の方は済みません。今まで待ってもらったんですけれども。

それでは、富士小学校跡地の利活用に係る基本構想に与える影響について説明いただきたいと思いますが、委員の皆様には基本構想の説明はことし4月の総務委員研究会であっておりますので、総務委員研究会の説明資料、これが4月20日、企画政策課からあっておりますので、こちらのほうを参照いただければというふうに思いますので。

執行部から基本構想に与える影響についての認識を御説明いただきたいと思います。

○古賀地域振興部長

では、基本構想を今見ていただいていると思うんですけど、大きい番号の4番、屋外空間のイメージというところの左下、多目的体育館というところに説明を書きを入れてると思うんですけれども。3ページの左下です。

ちょっと読ませていただきますけれども、スポーツや各種イベントまで多様な用途に適した施設としますということで体育館のことを示しています。IT技術を利用した科学的なトレーニング行える設備や、近年ニーズが高まるダンス施設としての機能などを確保することで施設の差別化を図りますというふうに書いています。それで、絵のほうはスポーツをやってる絵になっていると思うんですけれども。こういうふうな考えで、基本構想の策定を進めておりました。

12月の中旬に、当時の畑瀬総務部長から先行して使いたいというお話がありまして、そのときに私から申し上げたのは、工事の期間にまず支障がないようにしてほしいと。工事に支障がないようにしてほしいと。そうすると期間としては、平成31年度の途中ぐらいまでしか使えませんよという話をしました。

それと、内容についてですけれども、いろんなスポーツとか、ドローンとかも、ここで研修したりとかいうのも想定しておりましたので、そういうことができなくなるような改修はやめてほしいと。手戻りが生じるとか、そういう改修はしないでくださいという話をしたと思います。

それと、最後にJVですね。ここの管理運用候補者の了解を得て、こちらから話をしますので、了解を得たらオーケーですという話をしましたので、そういった条件がクリアできれば、この基本構想には支障がないですというような認識でおりました。

○山下伸二委員長

基本構想に与える影響についての認識について執行者から説明がございましたので、これについては皆様から御質疑をお受けします。

○江頭委員

そもそも、この基本構想は今言われた3者が契約をとっているわけですよね。そして、突如として体育館を別にとということの決定をする段階で、このJV3者との全体の体育館まで含めた部分での、構想中での契約だったと思うんですけども、そこのJVとのその契約を体育館だけ外すというところで、どういうふうな契約変更をされたのか。いつの時点で、どういうふうな形でされたかという、当然契約の変更ということになると思います。ですから、そのあたりを具体的に、時系列とともに説明をしていただきたいと思います。

○古賀地域振興部長

詳細にというお話ですので、ちょっと時間をいただいてよろしいですか。今資料を出して説明できるような状態になってから御説明したいと思います。

○山下伸二委員長

資料は口頭で説明されますか、それとも資料を出されますか。

○地域政策課職員

所管事務調査13の資料のほうでお出しさせていただいた業務打ち合わせ簿、こちらのほうに記させていただいております。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。所管事務調査の13……お手元の資料は確認できましたか。よろしいですか。

○地域政策課職員

こちらのほうが、JV、設計管理運営候補者のほうと私どものほうで打ち合わせをした記録をしておるものです。1月15日に今回の体育館に関しましては、市の財産活用課のほうで別事業として行いますので、設計の対象からは、一旦除外しますというような指示をしております。所管事務調査13の2ページ目のほうなんですけれども、こちらのほうが、ことしの9月7日に取り交わしをさせていただいてる業務打ち合わせ簿でございまして、諸設計作業等を最終的に調整させていただいた結果を双方協議の上、打ち合わせ簿としてとらせていただいているものになっております。以上です。

○江頭委員

1月15日にとにかく体育館を外すんだと。そして、9月に金額的なものが、外した具体的な経費の内訳の減額が出てるといことですよね。そうすると、その前に耐震設計とかやって4月に支払いなんかやってるじゃないですか。その辺の整合性ってどうとるんですか。これでいくと、業務打ち合わせは、9月7日ですよ。1月の時点では何にもJVとの契約金額のことは出ていないですよね。そうすると、3月までに終わった体育館の設計から耐震設計なんかは、4月にもう支払いしてますよね、280万円。こんなことって、できるんですか。この回答書だけしかないんでしょ。あと口頭ですか。

○地域政策課職員

こちらの 280 万円の分に関しましては、J Vに支払ったお金ではございません。石橋建築事務所のほうに財産活用課から支払いをされたものでございますので、今回のうちの基本構想の策定と設計の業務の委託契約の中でやりとりをした金額ではございません。うちのほうの委託業務の中でやりとりした金額は、この 9 月 7 日のところに記されている部分ということになっております。

○江頭委員

いや、耐震設計は、当然校舎、体育館も含めて J Vとの契約が済んでるんでしょ。そしてその下請に石橋建築事務所を頼んだんでしょ、その全体の中で。だから石橋建築事務所がやってたんだよね、ずっと下請で受けながら。そして、突如として体育館を切り離して契約をやったんでしょ。当然、全体の J Vの契約から減額を最後しないとだめでしょう。違うかな。その辺が流用したから大丈夫なんですかね。そのあたりがすっきりしないから。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

財産活用課から説明するのはあれなんですけど、今業務打ち合わせ簿の 2 枚目のところに、マイナス 160 万 3,000 円、この分が J Vのほうから下げられてる分ですね。ですので、この分は、J Vのほうには払われていない。体育館の除外の分として、耐震の設計の分が外されてると。この分については設計だけです。財産活用課が発注したのは、設計と管理まで 4 項目をお願いしています。ですので、280 万円とちょっと高くなってますけれども、そこはうちが払ってる分と二重で払ってるということにはなっておりませんので。今、江頭委員が御心配されてる分については、ここで外れていると考えていただければ結構かと思います。

○江頭委員

普通だったら 1 月に体育館だけ行いますよという時点で、この業務打ち合わせ簿がすぐさま——どちらにしても、減額するこの部分というのは出さないと、これだけ期間が長くて——どっちも関係ないからということで理解していいんですかね。要するに別発注ってということで、石橋建築事務所に対しては、今回全く別の発注をしたというふうな取り方だから、その分はもう 9 月に減額をオープンエーとやっていますということでもいいんですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今おっしゃられたように、切り分けて、ここで 1 月 15 日のうちには入ってたけれども、そこで体育館だけ切り離されて別契約っていう感じで考えていただけて結構かと思います。

○千綿委員

古賀部長にお尋ねですが、この基本構想は、たしか 4 月 20 日に説明があったので、3 月 31 日までにできたやつを 4 月 20 日に説明されてるんですよ。実はもう体育館改修は終わっているじゃないですか。基本構想が出る前にもう完了してるわけですね。

基本構想の中には、I T 技術を利用した科学的なトレーニングが行える施設、それとダ

ンスがありますけど、そことの整合性はとれるんですか。もうできてますよね。構想ができた時点では体育館はもうでき上がっていますが、この構想通りに体育館はなってるんですか。

ちなみに構想ができたのはいつですか。

○山下伸二委員長

その前の研究会の資料の先ほどの前のやつで説明していただけますか。

基本構想の説明等がありますので、これが完了した日、この一連の経緯が1ページのところにありますので。

7月24日には提案書をJVから受け付けられていますよね。このときに恐らくもう、ある程度こういう形になってたんでしょうけれども、提案を受けられてずっと地元説明会があっただけで、この提案が正式に確認されたのはいつですかということなんですけれども。この一連の流れの中でわかりますかね。

○古賀地域振興部長

ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。4月1日に人事異動で私と桂が地域振興部のほうに移動したりとかして、その後、引き継ぎは4月20日の議会の研究会で、基本構想を説明すると同時に地域振興部のほうにこの仕事を引き継ぎますということで、ちょっと20日間空白の期間もあったので、ちょっと企画政策課のほうと今確認をしておりますので、わかり次第御報告します。

○山下伸二委員長

それを棚上げして次の質問できますか。

○千綿委員

地元も当然使えるんですよね、基本構想の中では。

例えば以前はステージがあったわけですね。これ、地元も使うとなったら、ステージがあったほうがよかったとかいう、その整合性はとれているんですか。

○古賀地域振興部長

ここは、基本的にスポーツとか、そういうのをやろうと思っていましたので、基本構想の中ではスポーツとか、いろんなスポーツに関連するようなIT技術を駆使して、筋力測定をしたりとか、そういうのも基本構想の中には考えとしてありましたけれども、ステージがあったほうがいいのかよりは、むしろバスケットとかいろんなスポーツをやるには、なるべく広い屋内施設のほうが活用はできるだろうなというふうには思っていました。それまでも、そのステージを使って何か地元でされたっていうのは、ちょっと聞いたことはなかったもんですから。

○千綿委員

前のことにも関連するんですが、要はこの成果品が出たのは3月下旬ぐらいじゃないかなと思うんですよね、当然ながら。その前にできているわけですね。だから、古賀部長は

当然影響がないっていう部分で言われてると思うんですけど、これつくり変えることはないというのが前提ですよ。そうすると、まだ基本構想ができる前に、もうでき上がってしまうということイコール基本構想がわからないのに付けれるわけじゃないですよ、逆に言うと。例えば、ITを駆使したというなら、電源が要りますよね。電源は何カ所になるっていう計画が後で出て、もう前にできちゃってますよって、そこら辺の整合性はどう捉えたんですか。

○古賀地域振興部長

その辺の詳細なところになると、設計段階になると思うんですけども、基本構想の中ではあくまでも活用案ですね、こういう活用を目指して、この施設を整備しようというふうな、むしろ考え方の方針を出すというのが基本構想だと思っていますので、そこまで詳しくは詰めてないっていうのと、あと、さっきも言いましたけれども小学校ですので、簡易宿泊施設の対象者としては、中学生、高校生、それから大学生とか社会人を想定していましたので、広いほうが利活用としては、使い勝手がよくなるというのと、ステージについては、思っていたのは仮設のステージとかも当然文化体育館とか、そういうところでもやって、いろんな活用をされていきましたので、ステージが要る場合は、そういうふうな活用もできるなというふうに思っておりました。

○山下伸二委員長

今後ろで調整をしてもらっているんですけども、この先ほどの資料から見ると、平成30年2月26日の段階では基本構想原案となってるんですね。原案ですね。4月20日に総務委員研究会は、基本構想となっているので、恐らくこの間に正式に基本構想として取りまとめられたんだろうと思いますので、その辺を確認してもらっていいですかね。

○千綿委員

部長の考えで影響がないよっていうのは、影響はゼロっていうことはあり得ないですよ、当然。例えば、さっきの電源の問題も含めて、体育館ができるのが前で構想ができ上がるのが後になっちゃうので、当然後でまた追加工事が出るっていう認識はあられたんですか。

○古賀地域振興部長

追加工事が出るっていうよりも、手戻りがないようにしてくれと。最低限の整備にして、あと必要な部分は後で付加すると。それはオーケーだと。ただ手戻りになる、無駄なお金が必要という改修の仕方はやめてくれという考えです。

○千綿委員

前も聞いたと思うんですが、要は、基本構想ができて、あと2年、この間の補正で7億5,000万円つきましたよね。あれで平成32年3月までに完成させるというスケジュールで行かれていたと思うんですが、そのときに、一番最初のころだったと思うんですが、過疎債を使おうと思っていたっていうようなこともちょっと発言をされています。その全体構

想の中で、国の補助の対象外というのは体育館とか、ほかにあるだろうということもちょっと言われましたよね。どこまでが対象外で、どこまでを過疎債で申請されようとしてたかっていうのは具体的には答弁できますか。

○古賀地域振興部長

これは国との協議の間で決まっていくことなんですけれども、実は1次募集という、この国の補助金、財源というのが平成29年の国の補正予算でついています。第1次募集が平成30年1月にごさいました。そのとき協議に行くと、そのときは体育館を含めたあそこの敷地全体の整備費用と、あと山村広場も入れられないかというところで協議に行きました。その結果、国の答えとしては、これはあくまでも生産性革命とか人づくり革命に該当しないとだめだよということで、山村広場、体育館を入れたらスポーツ色が強くなると。そうになるとちょっと国の趣旨から外れるから、そこはちょっと難しいねということ言われましたので、そのときは申請を断念しまして、新たにことしの6月か7月に、2次募集がごさいましたので、再度それを外した形で協議に行っています。

そのときは、体育館と山村広場を外して、簡易宿泊施設とサテライトオフィスっていうスキームで持って行って、そこは対象となるだろうというふうに言われましたので、この敷地内の整備で対象にならないっていうのは、やっぱり体育館だなというふうに認識していました。そこは過疎債で補えると財源を補えるというふうに考えておりました。

○山下伸二委員長

だから、活用されるのは、地方創生拠点整備交付金の件ですよ。それぞれが対象にならないので体育館は過疎債でという考え方だったということですね。

○古賀地域振興部長

はい、おっしゃるとおりです。

○武富企画政策課長

先ほどの構想に関する部分ですけれども、平成30年3月31日付けで決裁をいただいて、方針決定をしているところでございます。

○山下伸二委員長

平成29年度末に決定をしているということですね。

○江頭委員

先ほど古賀部長は、この体育館の改修において、手戻りだけはやめてくれと。無駄になる改修はということで、今回、オーケーしたっていうんですけど、どう見ても、ああいうトイレ改修をやってしまうば——それは本会議場でも古賀部長が答弁をされたんですけど、私はあれを聞いてて——本当に古賀部長、あのトイレ改修を見ましたか。見てあの発言なんですか。

○古賀地域振興部長

はい、見せていただきました。改修後に見ています。恐らく、この総務委員会の現地視

察のときが初めてです。

○江頭委員

私は、白倉議員の議案質疑の中でああいう答弁を聞いて本当に驚いたんですよ。あれで使えると思いますか、男女。あれは、今この基本構想に載った多目的施設としての使い方であれば、もうまさにあそこはまた改修をしないと、とてもじゃないけどですね……私も見ましたので。一緒に、そのとき見たときに一番びっくりしたのは、やはりトイレの部分ですね。これはまさにもうバルーナーズのために、ああいう設計変更までしての部分だったからとしか思わなかったんですよ。そのことについて、今でも、あの答弁は——答弁が正しいというより、あの認識ですよ。これは絶対的に使えないでしょう。男女で何か、スポーツでもいいです——行われた場合に、とてもじゃないけど使用できるような状況ではないと思うんですけど、いかがですか。

○古賀地域振興部長

たしか議案質疑のときに答弁させていただいたのは、入り口が 1 つだけど、中で仕切られているという話をしたと思います。手前と奥に男女のトイレブースがそれぞれあって、その間がつながってるんじゃないかと壁で床から上まで仕切られてると。そこに片開きのドアがあって、そのドアを開けて中に入ると女性用のトイレのスペースがあって、右手に手洗い、左手にトイレブースがあって、またドアを開けて、洋式の便座があるということで、一定のプライバシーは保たれていると思いますという答弁をしたと思うんですけども、ちょっとコンビニとかでも男女の入り口は一緒になって中で仕切られてるっていう、そういうイメージと一緒にかなという思いもあって、ああいう答弁をしたんですけども、これは実際に地元の方とか利用者の意見を聞いて、どういうふうに声が上がってくるかを拾って検討していきたいというふうに思っております。

逆にシャワーリングは付加価値として、利便性が少しよくなったというふうには思ってますけれども、それともう 1 つは、その本体のほうにトイレを各フロアに設置するようになっていましたので、そこもあって、ちょっと使い勝手については、実際の運用の中でいろんな声を聞いて検討したいという発言をいたしました。

○江頭委員

この所管事務調査は、要するにその部分——私は古賀部長が手戻りだけはさないという形で許可をしたというけど、結局はこういう、いくらあなたが今このトイレブースに関しての説明をされても、改修しないとこれ、もう 1 回つくり直さなければ使えません。私だって女性が入ってたらとてもじゃないけど……本当に、ブースが仕切られてるって当たり前のことで、コンビニのトイレを参考に出されるとは思いもしなかったですけどもね。あくまでもここは体育施設です。公共施設です。コンビニは、私企業だから、個人の店だからそのことについてはいろいろ言えません。公共施設で使い勝手がいい——基本構想の中に、ああいうことをやるということですよ。だから、要は、結局はこの体育館の改修

をやって、またこういう一部を改修しなくちゃいけないということが現実として起こり得るのではないかと。当然、いろんな意見が出てくると思います、あのトイレに関しては。

そういうことは、私はやはり素直に常識に基づいて、ある程度、この基本構想には乗りづらい状況であるということをおぼろげに思われると思いますが、そういう答弁をされたほうが変にこう、このトイレがどうであるという問題じゃないですから。こういうことが起きているというのが現実じゃないですか。そう思いませんか。この体育館改修において、基本構想の一部に、この一部だけでもそうですよ。また、新たな財政的負担がかかるっていう恐れがあるということは認識されていないんですか。

○古賀地域振興部長

基本構想でどこまで考えていたかという話になると思うんですけども、確かに体育館の中のスペース、利活用ですね、そういったところには、当然基本構想の中で考え方っていうのをうたっていましたけれども、ちょっと外トイレのところまでは考えが及んでいなかったというのが正直なところでございます。

その部分は、確かに男女入り口から分かれてたほうが、当然、プライバシーはより確保されるというふうには思いますけれども、今の改修された現状を見てどうかって言われると様子を見たいと、いろんな声を聞いて検討したいというのが、今のところの正直な気持ちでございます。

○江頭委員

もう 1 つ、さっき千綿議員からの質問もありましたけれども、この多目的体育館の基本構想に載ってる部分で、これはすべて 12 月 21 日のこの日がすべてここの体育館——私はきょうのこの委員会の中でも、この 12 月 21 日にすべて決定していると思われま。実際 12 月 21 日でステージ解体、これもここで決定をしています。こういうときに、ここに出席してるのは、誰かと、もうここに名前が挙がっているのが、先ほどから言われている武富課長、星下さん、桂さん、野田さん、大野さん、南雲さん。あと、昼間渡辺さんがオブザーバーで入っていますよね。

そして、総務部長室で朝 8 時 30 分、11 時、そしてこの 15 時、これですべて決定しています。そのときに古賀部長は、ここにはない。そして財産活用課の鶴課長もここにはない。一番、これ 12 月 21 日に、もうすべてこの体育館の詳細が決定している中において、そういう発言になっちゃうんですよ。古賀部長、トイレの問題一つとってもですよ。これ、本当に電源の問題だとか、ステージが本当に解体し——例えば、ダンスのときだったら、側面のガラスをどう入れるとか、そういうことを、ずっとここの部分だけでもいろんな部分が出てくると思うんですよね、この構想に基づいていけば。単なる手戻りだけはさせるなの一文だけであなたがやったというから、こういうその当時の企画調整部で考えた基本構想が全部ここで、本当に 12 月 21 日のこの人たちの決定でおかしくなっていると思いませんか。その辺はどういうふうに見えるのか、全体的なこの基本構想に関してですね。

○古賀地域振興部長

私がここには参加しておりませんが、私の意向っていうのは企画政策課のほうには伝えておりました。支障がないようにというのは、さっき申し上げたとおり、うちが考えているような利活用ができる改修にしてほしいということを考えていました。ただ、シャワーをつけるとかいうのは後から出てきたと思うんですね。

(発言する者あり)

ここで決まったかどうかっていうのは、私もちょっと入っていないもんですからわかりませんが、今の体育館の状況を見ると、手戻りをするようなことはないというのは認識しています。体育館の中ですね、内部のほうについてはですね。

あとのさっき言われたガラスとか電気設備っていうのは、これからもまたあそこには警報装置とかも付いていますので、火災報知器とかも付いていますので、それをやり直さなきゃいけないので、そのときに当然できますので、大きな——大きくなって言ったらあれですけど、手戻りが今のところあるというのは、私の中では認識はしていません。今のところですね、中については。

○江頭委員

武富課長、この12月21日、ステージの解体だとかいろんなこの体育館の改修の部分が詳細に進んでいるこの12月21日にあなたは出席をされています。でも、あなたもこの基本構想の担当課長ですよ。そのときどう思われましたか。いろんな、ステージを外すことにおいて基本構想に与える影響というものをどういうふうに考えたのか。

○武富企画政策課長

12月21日の打ち合わせですけど、これが所管事務調査11の資料に桂の備忘録が付いているかと思います。このとき大会については、改修スケジュールと費用という書き方がしてあります。私の記憶ですけど、これは財産活用課に確認してもらった方がいいんですけど、ステージを壊す、壊さないっていう部分は1月に入ってからこちらは認識したような覚えがございます。

○江頭委員

どこの会議だったか知らないですけど、12月21日にステージ解体などをここで話し合ったってあなたたちが答弁したから言っているんですよ。答弁してます。これはもう膨大な議事録になるけど、書いてますもん、僕。そしてこれ3時ですよ。時間も僕、ちゃんと書いてます。あなたたちの答弁の話を。間違いありません。だから言っているんです。この日にいろんな話し合いができていて。ただ議事録、報告書がないって。出せと言ってもないって。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

12月21日の会議の中で、サガン・ドリームスのほうからコートの大さき、競技コートが28メートル掛ける15メートルというお話は21日にいただきました。そのときに、体育

館の大きさがまだはっきりと——当日朝、大野と見には行ったんですけれども、ちょっと足りないという雰囲気はありましたけれども、まだその時点でステージを解体するとまでは決まっておりました。

基本的にどういうふうな流れで決めたかと申しますと、21日に指示を受けて、会議にも入って、その競技用のコート28メートル掛ける15メートルが中でとれたらなというのはあったんですけれども、翌日、業者の菰田建設を現場に呼んで、もう1回測りました。結局ステージがあると28メートルがとれないという、横の15メートルはぎりぎり取れて、結局、体育館を測ったところ、長さが32メートル掛ける18メートル。28メートルを入れると両サイド2メートルずつと上のところは1.5メートルずつぎりぎり取れると。

もう一つ、バスケットゴールを、西側のほうは壁付けでできるなっていうのは考えておりましたが、東のほうはステージがありましたので、可動式のゴールを持ってくるという方法もありましたけれども、あれが大きさや重さ、特に重さなんですけれども、それを置くと、あそこの体育館の下の重みが耐えられないっていうのがわかっておりましたので、それはちょっと置けないと。もしを置けたとしても、横に相当大きなものになりますので、前にまたずっと出て、また短くなるという難点も1つありました。

もう一つ、ゴールを、よく中学校とかであるんですけど、天井からチェーンでおろすような感じで、もしあれをすると耐震補強を計画してましたけれども、それを載せると部材を入れてもう1回計算をし直さない——これをそこまでなるとちょっと時間がかかるということと、あと、競技用のコートの28メートル掛ける15メートルもできたら欲しいというのもありまして、あともう一つ、南東の角、あの物置になってたところが、床がブカブカになってるといふところもありまして、勘案して、もうどっちみち壁付けでゴールをつくったほうがいいのではなからうかというのは、結局のところ菰田建設から1月5日に見積もりが出てきて、その見積もりをもらうときには、一応、12月22日の菰田建設に依頼をするときに、撤去をする方向の部分で入れてくださいということで、見積もりは依頼しました。

それを入れていて、検討するときにもし要らないとなると、削ればいいだけのことだなというのを私と大野の2人でかかって、一応そこまで見積もりに入れてほしいということで入れて、1月5日に出てきて、いろいろそういう今お話ししました消去法でずっといきまして、東の面にゴールをつけたほうが一番安定するなということの結論付けで、ステージを撤去するという話になりましたので、一応それが話がまとまったのが、1月10日前後の話だったと思います。

これがちょっと私が覚えている限りの御説明になります。

○江頭委員

いや、すごい記憶力で、すばらしい答弁だと思う、はきはきして。ガラスが割れてるか割れてないかはものすごく悩んで、本当にびっくりするぐらいのあれだなと思って感心し

てましたけど。であれば、私が何でそういう、ここにステージ解体などと走り書きしてるのは、ここで結局は22日の予算流用に入ったんだろうなって、ある程度の部分が、今コート部分を話されて、結局はステージも外さなくちゃいけないということになったことで、この翌日予算流用ができたんだろうなって。

本当だったら、今の話だったら1月10日の後に予算流用すべきなんです、本当は。そうしないと、金額的なものが、わからないじゃないですか。やっぱりステージの解体があるかないかでも違うし、基本構想に載るっていうことは——財産活用課のほうは、もうとにかく体育館の改修だというからそれはいいです。でも、やっぱりここで問題なのは、この基本構想にどれだけの影響を与えるかと、今の野田副課長の話は要するに武富課長も同席されているから、ちゃんと理解されているわけですね。そのときに、この基本構想に及ぶ部分、こういう話がバスケットの話が、もうここでバルナーズ専用の体育館の改修に向かうというようなときに、基本構想のことをやっぱり念頭においているんな話をあなたはされなかったんですか、課長、担当として。

○武富企画政策課長

この場においての話としては、先ほど部長が申しあげましたように、時期の問題と、それから工事内容、改修内容の話について、一つは県もおりましたので、サガン・ドリームスと県に対してその時期の話はさせていただいております。あくまでも、平成31年度の途中、工事が始まったら使えない、平成32年度からはということ、この21日の会議に申しあげまして、後にその内容がまたメールで来ているかと思えます。

あと、その改修内容についても、これはあくまでもスポーツ施設として今後も使うので、それにとりょうな話はしたかと思えますけれども、具体的に何をどうしていただきたいということは申し上げていないと思っております。

○山下伸二委員長

どこまで認識されてたのかってことですよね。

○江頭委員

もう1点聞きます。この12月21日は、かなりサガン・ドリームスの、佐藤氏、小柳氏という名前が挙がっていますけれども、今野田副課長の説明からいうと、もう本当に使用する側の依頼、要望がすべて、それがあって、そういういろんな大野さんたち2人の考え方になってくると思うんですよね。だから、かなりのやっぱり、この日にサガン・ドリームスからの要望があったということで認識していいんですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

バスケットの練習で使いたいということはもう言われていますので、その仕様になるっていうのは、基本的にそのとおりだと思います。

○山下伸二委員長

スタートから途中まで、そういうふうにこの前も答弁をいただいていますので。

○江頭委員

そのときに野田副課長、基本構想のことは全く頭になかったということによろしいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

企画調整部のほうで基本構想を練っていたというのは聞いてましたので、うちのほうが考えてるものを伝えて、それで後で影響がないかどうかの確認は随時させてもらったと思っております。

○江頭委員

それは誰に。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

こういう会議の場とか、あと担当の桂主査のほうに伝えたのが多かったと思います。

○千綿委員

そしたら、そのバルーナーズからシャワールームとかの設計変更のときの要望があるじゃないですか。そのとき本来、基本構想を持っている企画政策課の意見がある程度入らなきゃおかしいんですね。要するに部長が言ってるのは、手戻りがないようにしてくださいよと。そしたらやっぱり企画政策課、基本構想を練っているところがあるので、企画政策課から、ここはこうしてくださいっていう指示はあったんですか。

シャワーのほうについてはこういう意見はもらってということで、その当日は桂主査のほうも私も視察のほうには立会をしていましたので、企画政策課のほうもわかっていらっしゃって、最後にうちが方向性を決めた後にまた、企画政策課のほうには相談をさせていただいております。

あと、企画政策課からの要望としては、一番最初はバスケットコートのラインを入れるだけはしてたんですけども、設計変更でバドミントンとバレーボールの線を入れるように、そこの部分は、先ほど古賀部長がおっしゃられた、手戻りにならないように、またワックスを掛け直すという必要性がどうしてもラインを入れるとありますので、そこは事前に相談して、向こうの要望をなるべく取り入れた方向でさせていただいているかと思いません。

○千綿委員

それは、誰の指示ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

指示というよりは、企画政策課のほうから手戻りがというのは初めから聞いておりましたので、そこはこういうときは要望を聞こうということで、私どもは初めから思っておりましたので、指示とかは最初からなかったです。

○山下伸二委員長

財産活用課の判断でしたということですか。ということによろしいんですね。

（「そうですね」と呼ぶ者あり。）

○千綿委員

だから、シャワー室とトイレの問題。さっき江頭委員が言われたじゃないですか。シャワー室は後で要望が来たわけでしょ。そしたら当然、企画政策課の了解、要するに基本構想をそのとき進めているわけですから、当然中には入っているわけですね、担当課としては。ちょっと待ってよ、それは基本構想に外れるよとかという意見とかはなかったんですかということちょっと聞きたいんですけど。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

途中からシャワーという話が出ましたので、一応向こうにも伝えて、うちの中でも課内で検討して、ほかの体育館とかも調べて、こういうことがあるからということで方向性は決まったんですけど、一応、企画政策課のほうに言ったときには、初めはやはり、ええっという感じで考えられたんですけど、一応御説明申し上げて基本構想には外れないというところで御判断いただいたと思っております。

○千綿委員

武富課長にお尋ねしますが、そのときに、基本構想をずっと担当の課長、責任者としてやってあって、シャワールームをこうします、トイレをこうしますってなったときに言わなかったんですか。あなた、ここでリーダーシップを発揮しとかなきゃいけないんですよ、本当は。基本構想の担当者としては。こういうところでリーダーシップを発揮してほしいなという希望もあるんですが、あわせて答弁をお願いします。

○武富企画政策課長

先ほどのシャワーについて、野田副課長が言われましたように、現地に行った際、桂も同席しておりますけれども、そこで向こうから要望が出たという話は聞きました。そのときに、そこまでっていう話は確かにそこでも行っております。その後は、実際どうだろうかというふうに話した折に、先ほど部長も言いましたように、付加価値としてシャワーがすぐ使えるという部分はあったので、実際、もう総務部が改修内容を決定する部分もございまして、その分については、そうなるかというふうに思っていました。

トイレについては、申しわけございません、改修内容を熟知してたわけではございませんので、そこについては……今回の改修についてなんですけれども、実際に1月21日の会議でスケジュールの話が出ました。その後1月に入ってから方針決裁は見ておりますけれども、流用についても工事内容についても、決裁のほうも見ておりませんでしたので、実践の詳細までは存じ上げなかったっていうのが正直なところでございます。

○千綿委員

連携しなければいけないときにしないで、連携しなくていいときに連携されているんですよ。何か聞いてるとですよ。そこで基本構想を練ってる担当課の意向をちゃんと反映させないと手戻りになるわけですよ、部長が言っているように。部長からは手戻りになら

ないように必要最小限にきなさいと指示が出ているにもかかわらず、あなたの上司じゃない畑瀬総務部長の言うことを聞いたということにしかないわけですよ、結果的には。

だから、何で連携しなきゃいけないときに連携しないんですか。知りませんでしたじゃ済まないでしょう。あなた、基本構想を練っている担当の課長ですよ。そこがシャワー室なり何なりと言ったときに、いやちょっと待ってくださいと、ここは基本構想の中ではこうなってるからということ、お墨つきを与えなきゃおかしいでしょう。

○武富企画政策課長

申しわけございません。私は畑瀬副市長からの指示といたしますか、これについては、前から申し上げておりますとおり、富士の体育館の使用について、部長が申しあげました条件つきでオーケーだっているところで、基本的にそれ以降の内容について、担当課のほうと相談したり、お願いしたいということには行っておりません。

ただ、おっしゃいますとおり、桂のほうで打ち合わせ等をさせていただいて、手戻りがないような調整をしてくれて、折に触れその報告はもらっていたというところがございます。

○千綿委員

桂さん、基本構想を練っている中で、シャワーの要望が出たということで、シャワーを付けますよと、トイレをこうしますよというときに、基本構想を担当している者として、意見とか出なかったんですか。要するに、部長からは手戻りがないようにと、後で手直しがないようにやっていると指示が出ているわけじゃないですか。そうでありながら、やっぱりその所管の、基本構想を練っているところのお墨つきをもらえないと多分財産活用課もできないと思うんですね。その責任の所在が全くはっきりしないわけですよ。途中は連携をとっているけど、途中は私は知りませんもんねって、いやうちの主査がやっていますもんねっていう、なんか体制が、部下に責任を押しつけるような答弁が多いんですけども、桂さん、そこでちゃんとその基本構想に照らし合わせて、はっきりは出てなかったかもしれないですが、オーケー出したんですか。課長にオーケーをとったんですか。

○地域政策課職員

基本構想上の体育館の位置づけというのは、多目的体育館という位置づけをさせていただいております。その中で、通常一般的に考えられる今の体育館というもの捉えたときに、シャワー室っていうのは、どれくらい必要性があるのかというところを財産活用課のほうにお伺いしたところ、今は付いてるところが多いよという話はいただきましたので、シャワー室があることそのものに関しては、それはいいのかなというふうに感じてはおりません。

ただ、トイレの部分がああいった形になるってところまでは、私も、そこまで詳しい知見があるわけではなかったもので、あれがまずいという認識をそこまで強くそのとき感じたかと言われると、ちょっとその部分は認識が不足していたなということは感じてお

ります。

○千綿委員

それは課長もしくは部長なり——まあトイレの件で部長までということはないと思うんですけど、課内で話はあったんですか。例えば、こういったトイレになるけれどもっていうことで、その一人の気持ちは別なんですよ、課内で協議をして決定したんだったらまだいいです。でも桂さんだけの思いじゃなくて、人に聞いてみて、いやこの分じゃまずいって意見も出るかもしれないじゃないですか。一人で決断されたんですか。

○地域政策課職員

その詳細の部分に関しての図面を事前に課長なり副課長なりに御相談をさせていただいたかという、ちょっと私も記憶がないところではあります。シャワー室ができますよ、片方もととの男性用のトイレのところはシャワー室になりますよと、あのブースがなくなって、男性用女性用共用なのか、一緒になっているトイレなのかはわかりませんが、女性用のところに2つトイレができますという話はさせていただいております。図面を見せて、こうなりますというところの話までしたかは、ちょっと記憶にございません。

○千綿委員

図面は見せなくてもいいので、課内で協議をしたかという、皆さんの意見を聞いて決定をしたかどうかなんです。だって所管課でしょ。基本構想を持っている所管課なんですよ。そこがちゃんとオーケーしなかったら、財産活用課はつくれないでしょう。

だから、当初から言ってるじゃないですか、全体計画があって、それを切り離してやったわけですよ。でも、全体計画に影響が出ないよっていうのは、部長の当初の指示じゃないですか、大きな。そうでしょう。そうであるならば、基本構想をつくっている課内でちゃんと協議をして、トイレはこれでいきましょうということが出ないと、財産活用課は着手できないでしょう。出してないということですか、その指示は。

○財産活用課副課長兼企画係長

桂のほうから設計図面ということでは見た記憶がちょっと私もないんですけども、口頭で、財産活用課からの話については伺っておりました。それで、トイレの先ほどから出ています、ちょっと利便性がというふうなところについては、ちょっとその当時は深くは認識していなかったんですが、その当時は、やはり基本構想という、あんまり具体的なものつくっている構想ではないんですが、そこからの逸脱っていうふうな認識は当時ございませんでした。

○千綿委員

だからこうなるんですよ。結局、全然チェックが効いていないですもんね。そしたら、例えばどこの部署でもいろんな協議をやって、課内の協議をやって、そして意見を聞いて、そしてほかからも必要であれば聞いてやるのが本来の姿じゃないですか。担当者一人の感覚で決めてるから結果的にこういう意見が出てくるわけですよ。もう結果は、部長が言っ

ている手戻りしないようにというのが守られていないんですよ、職員の方が。そうですね。シャワールームありき、その改修ありきで行っているからそうなるんですよ。

所管ごとの役割分担が 3 つあるって武富課長、言ったじゃないですか。あなた方の所管と秘書課の所管と財産活用課の所管があって今まで連携してやってきましたと。連携していないじゃないですか。だって、あなたたちの意見っていうのは課内で議論していないから。だってそうでしょう。今でき上がったのを見て、このあいだの議案質疑でもそう言われたじゃないですか。それを、あなたたちがもうちょっと吟味して、やっぱりこれはまずいよねって、トイレの形がちょっとまずいねということになれば、違った形になっているかもしれないわけでしょ。そこがオーケーを出さないで、財産活用課が勝手にできるはずがないし、そこは、それこそ会議をもって決定していく事じゃないんですか。

だから、責任逃れといたらおかしいんですけど、3 つやっている責任課がどこかわからないし、あるところは口出しするは、口出さないといけないところはしないし、そういうことになっているんじゃないですか。

○武富企画政策課長

多目的体育館のトイレにつきましては、御指摘いただきましたように、きっちり議論をしてこういう内容でいっていうところまで、私どものほうで話し合いをしたというのはございません。小学校用のトイレでしたので、それを大人が使えるような改修が必要だなんていう認識でございましたので、その具体的な図面を見て使い勝手というところまではしておりません。

あと、多目的体育館の中につきましては、先ほど来ありますように手戻りがない、いわゆるスポーツ施設としてできる、それから、ほかのスポーツもできるようなライン引きっていう部分についての調整を行ったと思っております。

シャワーについては、確かに話として出たときには驚いたんですけども、付加価値としての活用性という部分については、具体的にここにシャワー室をつくります、つくりませんというところは書いておりませんでしたので、そのときとしては、後もって使えるような内容であればというような認識だったというのが正直なところです。

○千綿委員

池田部長に確認したのは、一連、大体聞かれていると思うんですけども、ずっと企画政策課と秘書課と財産活用課の 3 課でずっと話してやっていかれているんですけど、どこで何が決まって——例えば設計もしかりです。会議の議事録もない。この後にも出てきます公文書のあり方にも繋がっていくんですが、そういう何と言うんですかね、決定過程というのがまるで分からないんですよ。今聞いていてそうじゃないですか。財産活用課は、企画政策課にとりあえず尋ねました。とりあえずオーケーみたいですねっていうようなニュアンスですよ。ここで、この会議でこう決まって、誰がどうしたっていうのがないから、責任の所在をはっきりしろとは、そこまでは言いませんけど、そういった議事録が本来必

要なんじゃないですか。だって、部長たちもどこで決まったかわからないんじゃないですか。説明は受けても、文書として残しておかなければ。

さっきから聞いていると、ブルーナーズの言うことを丸のみですよって話だけじゃないですか。そうじゃないんですか。議論の過程もわからないですよ。どう思われますか、部長。

○池田総務部長

先ほど言ったことと同じような形になりますけれども、組織的な動きが全然できていなかった。それぞれの担当者の思いだけがばらばらで、結果的に組織としての対応になっていなかったってところが大きな反省点だと思っております。

○野中宣明委員

そもそも論で教えてほしいんですけど、何で要望書がないんですか、チーム側からの設計変更の。書面がないですよ。何でないんですか。何で取ろうとしなかったんですか。

○池田総務部長

基本的にシャワー室のほうも、ブルーナーズのほうからの提案ではありましたが、その後、市内の類似の体育館を調べてみたところ、6館中4館がシャワーを設置している。今後の体育館の社会人としての活用考えた場合、ここで設置していたほうがいいんじゃないかという判断で、最終的にはこちらの判断でつけたというところで、佐賀市の判断ということのため取っておりません。

○野中宣明委員

佐賀市の判断って、何を言ってるんですか。これ計画で校舎の中に風呂が入ってるじゃないですか。お風呂があるんですよ、構想の中に。もっともなことをね、ずっと言われるんですけど、聞いてても全然伝わってこないんですよ。よその体育館はついてるとか、必要とか、付加価値があつてとか言われるんですけど、ちゃんと校舎にあるじゃないですか。そもそも簡易宿泊所ということで、本来の基本構想の計画の中できちっとお風呂はあるじゃないですか。つくる必要ないじゃないですか。もう後付けですよ、すべて言われているのは。聞いててあきれます。答弁をお願いします。

○池田総務部長

確かに、校舎の中は、ほかにも入浴施設施設、シャワー室があると思います。ただ、体育館だけを利用される方も少なからずいらっしゃるかというところも判断いたしますと、体育館のほうにもシャワー室が必要なんじゃないかなという判断でございます。

○野中宣明委員

体育館だけ利用するっていうのは、それはチームだけじゃないんですか。だからチームのためでしょう、これ。違いますか。

○池田総務部長

発端は、繰り返し説明しておりますとおり、ブルーナーズの練習場の確保というところ

が発端ではございます。ただ、利活用計画の中で社会人が使う体育館ということでしなければいけないことだったということで、それを前倒しにするのがブルーナーズの練習の確保というところの理由でございます。

○野中宣明委員

このシャワールームを設置してくださいという要望がチーム側から来た。また、チームのためにシャワールームと今おっしゃいましたけど、じゃあ、これ間違いなくチームためですね、シャワールーム設置は。変更されたのは。ということですよ。

○池田総務部長

発端はブルーナーズの提案でございますけれども、のちのち全体の利用の中でも使っていけるという判断をしたところでございます。

○野中宣明委員

先ほどから手戻りがないようにということで、部長のお考えを言われたんですけども、企画政策課内でも、その部長の考え方は共有していたということだったと思うんですけど。全然話し合いが、よくわかんないような聞こえ方だったんですけども、これ結局、指示を出された古賀部長には報告されたんですか、課長以下部下の方は。というか、これ、古賀部長は知ってあったんですか。設計変更の要望があっているとか、設計変更をやるとか、シャワールームが付くという話は。

○古賀地域振興部長

2月23日に視察をされてますよね、サガスポーツクラブが。そのときにこの話が出たというのは聞いておりました。その後、どうするっていうのは、私は確認をしてません。聞いておりません。

○野中宣明委員

聞いてないということは部長以下で勝手に決まって、総務部の財産活用課とお話し合いをされて、もう事が進んでいったということですか。今の、もう少しつけ加えてお答えいただきたいんですけど。

○山下伸二委員長

古賀部長は2月23日にシャワールームの要望があったことは知らなかったっていうことは、工事は知らなかったということですよ。それで、指示をされたんですかという素朴な質問だと思うんですけども。

○古賀地域振興部長

2月23日は当時の企画政策課からも、職員が行っておりまして、そういう要望があったっていうのは私も聞いておりました。その後、どういう形で、整備する、しないも含めて、具体的にどうされるのかっていうのは、私は説明を受けてないということです。

○野中宣明委員

課長以下の皆さんに聞きたいんですけど、その後何も部長にも報告してないっていうこ

とですね。今のことだと。その後の報告ですよ。1人ずつお答えください。

○武富企画政策課長

シャワー室に関しては、先ほど来話がありますように要望があったという部分、それから実際に基本構想段階でまだぼやっとしたものでございましたので、付加価値がつくということで、総務部のほうで付ける方向での話を聞きもしましたので、それを、そうなんだってというふうに認識したところで、すいません部長のほうにはお話してなかったのかなと思っております。

○企画政策課副課長兼企画係長

私は財産活用課のほうからシャワー、トイレの話を、要望があったということと、桂が言っていたので、ほぼタイムリーに話は聞いていたと思います。ただ、その後、具体的にどういった形でなったかというのは、そういう方針が決まったというのは、要望があってから少し間をおいて多分把握したと思います。

私は課長のほうには報告はしたと思うんですけども、その日のうちにしたかどうかというのは、ちょっとすいません、正確な記憶がちょっとございません。

○山下伸二委員長

課長にはしたと思うが、部長にはしていないですね。

○企画政策課副課長兼企画係長

私から部長に直接は報告していないと思います。

○地域政策課職員

2月23日の件に関しましては、そういう要望をチームのほうがおっしゃっていらしかったというお話はさせていただいたかと思えます。その後、こういう方針になりましたと、総務部でそう決められましたという報告は、私のほうから直接部長のほうにはいたしておりません。

○野中宣明委員

となると、課長が報告義務を怠っているじゃないですか。違いますか。

○武富企画政策課長

部長のほうに報告はしてなかったと思うんですけども、その部分については、今回の多目的体育館について、あくまでもその手戻りはしないっていう部分の範疇だというふうに判断をしておりました。

つまりは、先ほどありましたように付加価値がつく部分だということで、判断を求められたっていうふうにちょっと認識してなかったという部分が大きいかと思えます。

○野中宣明委員

いや、あのね、結局手戻りがないようにということで、そういう改修はしないでほしいということで、部長から課内に話があって、それで、そういう要望がチーム側から上がってきて、財産活用課からそういう話を聞いたとき、えって思ったって言ったじゃないです

か。えって思ったってことは、手戻りっていう感覚になったと思うんですよね。そこで、課内でどれだけ協議したかというと協議していませんよね、ほとんど。さっきの話からすると。それで判断したと。そして報告もしてないって……

○武富企画政策課長

シャワーについては、こちらのほうで付けてくださいっていう返事も当然しておりません。財産活用課のほうは、こういうふうにしたいというような話があつてっていうのは聞いてはいたんですけれども、その分についてうちのほうから付けてください、付けなくていいですということについては、申しわけございません、私のほうがきっちり話をしていたという部分でございます。

実際に、先ほど来ありましたように、今後の体育館の使い道としてシャワーの必要性というのはあるんだろうということで、どちらかという、後で聞いてという形になっております。

○野中宣明委員

これね、仮に今後手戻りの部分の改修という結論になったとして、何百万円か使っていますよね。そういう男女共用とか、やっぱり男女の区分をきちっとしなければならないとかいうお話を、今から多分なっていくと思うんですけれども、そうなった場合、判断を間違っていたといたら、もうお金を使ってるんですよ。じゃあ、これはどうするんですか、この責任は。判断を間違っていたということになるんじゃないですか、そうなったら。

○武富企画政策課長

この後の体育館の活用について、先ほど古賀部長からもありましたように、実際に運用しながらその変更点という部分はあるかと思えます。基本構想のお話の中でも、近隣の温泉を使ってほしいという意見は構想の中でも出ておりました。その際に、やはり汗かいたままじゃいけないからシャワーという部分は必要だつてというようなこともございましたので、シャワーについては、先ほどから言っています付加価値等で、今後付けられるのであれば、それは活用できるんじゃないかっていうふうに判断したところでございます。

○富永委員

関連ですけれども、シャワー室についての確認だったんですけれども、私は、現地視察で1回しか見たことないのであれなんですけど、私の記憶でいくと、中に入って、確か縦にシャワーブースが2つあったと思うんですけど、これは男女兼用なんですか。分かっているんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

男女兼用で入り口のところに内鍵ができるものを用意していますので、入り口のスライドドアのところが施錠できるようになっておりますので、そこでプライベートは分けていただければと思っております。

○富永委員

あとトイレの話は、今江頭委員とか本会議のほうでも白倉議員がおっしゃってたんですけども、シャワーも、今後、広く一般的に使用するのであれば、ちょっと男女分かれたほうがいいんじゃないかという、そういう話とかは出なかったですかね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

床を広げるっていう頭は全くありませんでしたので、既存である施設をどうにかして最小限で何とか使えるようにと考えて、ああいうふうな感じにさせていただきました。

○山下伸二委員長

今話を聞いてると、もう男性しか使わないという認識でつくられたんじゃないですか、シャワールーム。バルーナーズから要望があっているのです。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今後女性の方も体育館を使われることがあると思われましたので、トイレのほうの奥の部屋は上のほうの天井と下のほう、もともとあいていたんですけども、どうしても密閉じゃないですけど、覗かれたりとか、そういうのが考えられましたので、壁を立ち上げて、内鍵をできるように、どちらもさせていただいて、男女と一緒にシャワーも使うことはないだろうと、女性なら女性が2人使えて、交代交代に使われるんではなかろうかというふうな感じで考えておりました、男性と女性をそこで分けるという意識は、申しわけございません、ありませんでした。

○宮崎副委員長

今の答弁聞いてたら、バルーナーズのためにシャワーをつくったんでしょう。そこまで無理して言わなくていいじゃないですか。バルーナーズのためにつくりましたという答弁も前の議事録とかに入っていましたよ。バルーナーズのためにつくったんでしょう。男女で……

○財産活用課副課長兼財産活用係長

申しわけございません、きっかけはバルーナーズです。しかし、今後もどんな方でも使えるような形でという考えがありましたので、そういうふうな改修までさせていただいています。

○宮崎副委員長

先ほどからあのシャワー室を付加価値がある付加価値があるというふうにおっしゃっていますけど、どう考えても付加価値にならないですよ、古賀部長がシャワー室ができるのを途中からしか知らなかったということを私やと納得できましたよ。何でかって、ここは温泉の活用をしないといけないといって、ずっと地元と協議をしてきましたよね。シャワーを付ける——シャワーだけしか付けられないとか最初は言っていたでしょ。いや、やっぱり浴室は付けられないといけないとか、私、前の総務委員会もいたのです。ずっと、これ4年間も5年間も地元と協議をしてきたじゃないですか。

バルーナーズからシャワー室をつくってくれと言われて、付加価値があるので、6つの

うち 4 つの体育館はシャワー室があるのでといって、あんなシャワーをつかって、部長、正直言って、これが判明したときにどう思われましたか。知らない間にシャワー室をつくるつukらないということを後ろで話をされて、気づいたら流用にかかって、設計変更があって、シャワー室があそこにできていた。初めて見たのは、私たちと一緒にいったときに見られたということでしたよね。どうだったですか。

○古賀地域振興部長

そういう要望があって、最終的には財産活用課で判断をするんだらうなというのは思っていました。見たときに、あそこを改修されたっていうのが、ちょっと自分のイメージと違って、ちょっと違う簡易的なものなのかなっていう認識でいましたので、ここにこういうふうに改修をされたんだっていうのが、そのときの率直な感想です。

○千綿委員

最後にちょっと確認なんですけど、部長の答弁の中で、もし体育館が早期の改修がなかったら、計画では過疎債を使う予定だったというのは、確認ですけど、それでいいんですよね。

○古賀地域振興部長

そもそもあそこは、跡地活用の議論を地元にもしていただいていたので、当然あそこは過疎地域ですので、過疎計画にその整備の計画を上げていましたので、当然補助とかがもらえない一般財源部分については、過疎債が充てられるというふうに認識をしておりました。

○千綿委員

武富課長は、それは御存じだったんですか。それを御存じで、なおかつその話が来たときに、本来であれば過疎債が使えるんだけど、事前にやると佐賀市の一般財源で全部出さなきゃいけないっていうのは、もう御存じだったんですよね。

そのところで、基本構想を練っている所管課が、本来であれば過疎債が使えるんだけど、それを前倒しすると使えなくなりますよとかいう助言はされたんですか。

○武富企画政策課長

過疎債を使うという部分については、計画の策定の中で知っておりました。この後、実際に改修のときに一般財源なるっていう部分については、申し上げます、それを私から助言したことはなかったと思います。

○千綿委員

そこで 3 つの課の役割分担が出てくるんじゃないんですか。秘書課と財産活用課と企画政策課の役割分担というのはそういうところじゃないんですか。要は、計画があって過疎債が使えるという方向で行っていたにもかかわらず、事前に改修したら過疎債が使えなくなっちゃうじゃないですか。そこをアドバイスするのが、あなたたちの課の役目じゃないんですか。

○武富企画政策課長

財源についても私のほうで配慮すべきだったと思います。

○山下伸二委員長

当然、過疎債で使える分を一般財源でやるということを両方で話をされるなら、それこそ事前に議会に説明しておかないといけない——ですよね。お互いで議論されるなら。でも、そのところの議論が全くなされてない。

○古賀地域振興部長

おっしゃるとおりでして、この問題の大きなところというのは、さっきのシャワーの件にしろ、この過疎債にしろ、過疎債は、最初頭の中では修繕程度と思っていましたので、過疎債を取りに行くところが欠落していたというか、そういうのと、あとは財産活用課でやるっていうのがあって、根本的なところは連携不足です。企画調整部と総務部の連携不足です。そこは私と当時の畑瀬総務部長との意思の疎通が足りなかったっていうのが大きな原因ではないかというふうに私も反省しております。

○山下伸二委員長

手戻りがないようにということで部長は判断して、ずっと指示をしてきたということです。ただ、今後追加の工事はあり得るかもしれないという、そういった答弁でございました。そういう場合にはしっかりと議会のほうに報告をしていただきたいと思います。

それで、本当に手戻りがあったならば、あるということを、これも報告しておかなければならないです。先ほど野中委員が言われたように、手戻りがあったら、またそれはそれとして、議会としても、委員会としてもさまざまな判断をする場合が出てくるかもしれません。

それともう 1 つ、手戻りをしてはいけないので、本来必要な工事をしないということも、これも問題だと思います。調整をしていく中で。そこら辺については、ぜひ御認識いただきたいというふうに思います。

この点についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、公文書のほうに入りますけれども、10 分休憩とりまして 35 分から再開いたします。

◎午後 4 時 25 分～午後 4 時 35 分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

それでは続いて、公文書の管理のあり方について、皆さんからの御質疑をお受けいたしますけれども、これまでも公文書の作成のあり方、管理のあり方等について議論をしてまいりました。それから、市議会の一般質問のほうで今後の公文書の作成のあり方等については検討していくと、こういった答弁もなされていますけれども、これまでの管理のあり方、作成のあり方等について、まずこちらのほうから委員の皆様のお問い合わせ

と思います。

○江頭委員

これは先日、池田議員の一般質問でもありましたけど、この体育館の問題については、全く公文書というか、報告書、議事録、相手側からの要望書、そして、それに対する回答書、その一切のたぐいがないんですよ。でも、今まで公文書に対する質問の中でも、特に畑瀬副市長が総務部長の時期には、適正に管理している、会議録などの作成については職員研修等を通じて周知徹底を図っているということを常に言っていたんじゃないですか。多分、ほかのことではきちっとされていたと思うんですよ。何でこの体育館の問題については、この時系列のどの部分をとっても、報告書もなければ議事録もないということがもう摩訶不思議ですよ。この一連の流れの中で、この1日、その1カ所、この問題についてなかったというんだったらわかるんですけど、ずっとないんですよ。メモだけです。

でも、メモというのは、皆さん方は、要するに公文書を作成するための覚書みたいな形で、そのメモをもってちゃんとした文書をつくるということが基本でしょうから、この体育館問題について何でここまで皆さんがそろいにそろってされていないかということ、あなたたちは内部でいろんな調査、いろんなこの件について協議をしていく中で、どういうふうに今回のことを位置づけているのかですね。まず、それをお話しいただければと思います。

○山下伸二委員長

これはどなたにお伺いしましょうか。

○江頭委員

総務部長。

○山下伸二委員長

総務部長ですよ。

○池田総務部長

まずもって大きい要因が副市長からの指示であって、後が決まっていて、短い期間の中でいろんなことをしていったというところ、それから、財産活用課、秘書課、企画政策課、3課が入り混じった動きであって、誰が会議録を書くべきかというところの判断ができていなかったという点が大きな原因なのかなと思っています。

先ほど委員がおっしゃっていただいたように、毎年、文書研修をしておりますし、職員研修もしておるんですけども、なかなかそこができていなかったと大きく反省しておりますし、今後、そこは最も大きな改善点の一つだと感じております。

○江頭委員

万が一、例えば、いろんな訴訟問題なんかがこの件で起きたときに、議事録がなければ、公文書自体、職員の皆さんたちが、要するに職責というあかしになるものが出せなくなった場合に、あなたたち、その責任は誰が負うべきなんですか。訴訟問題なんかが発生した

場合に、今のこの状況だと本当にあなたたちの職責のあかしが出せないでしょう、この本件に関して。そういった事態を想定したときにどう思われますか。誰が責任をとらなくてはいけないと思われますか、総務部長。

○池田総務部長

一義的に総務部長であります私ですとか、最終的な責任は市長という形、対外的にはです。そういった形になろうかと思えます。

○江頭委員

当然ですよ。この一件に関して、何らあなたたちがあかしになるもの、それは確かに口頭で今までこれだけ所管事務調査のこの委員会の中で、あなたたちは記憶を頼りにいろんな話をされてきています。それで、人間の記憶は本当に曖昧なものだということを踏まえても、でも、これだけのかかわった人たちが1人でもそういう認識を持っていないということは、ただ、当時の畑瀬部長の一つの指示形態がこういうふうな結果を生み出したというふうにしか考えられないんですけど、そういう認識でよろしいでしょうか。

○池田総務部長

先ほど上からの指示で、期間も決められていたので急いだことが原因ですと申し上げました。当時の畑瀬総務部長からの指示があったことが原因、発端だと思います。

○千綿委員

部長、僕はそれだけじゃないと思うんですね。チェックがないじゃないですか。公文書をチェックする、起案書も公文書ですから、そういうのをチェックするというのがないんですね。

例えば、3課でやっているときに議事録は誰がとるねという話にならないといけないでしょう。池田議員が前から一般質問をされているじゃないですか。今までの答弁は、やっているという話でしょう。けれども、逆に僕は江頭委員と違って、ほかのもっていないのではないかとしか思わないわけです。さっきの話もそうなんですけど、誰がどの会議でどういった意見が出てどういう結果になったという部分がなかったら、後で検証できないでしょう。今までの答弁は、それなら虚偽なんですか。

例えば、今までやっていますよって、研修をやっています、でも、実際できていないじゃないですか。結論はやられていないんですよ。今回だけだと私は思いたいけれども、いや、ほかでもしていないんじゃないかということしか私は思えないんですね。

実際どうなんですか、これ以外のやつはやっているんですか。

○池田総務部長

毎年、文書主任研修等を行っておりますし、私も全部の事業を知っているわけではありませんけれども、ある程度それに沿った形でされているものと思っております。

今回、先ほどから申し上げております部の間の連携ができていなかった点ですとか、あと、時間的にトップダウンで急がせた点、これは大きな原因かなと思っています。

○千綿委員

いや、結果がですね。だから、チェックを誰かがしないなら、一人がするなら誤字も脱字も見逃しますよ。だから、誰かがチェックして、これでいいよねという部分がないと、誤字も脱字もあったじゃないですか、復命書だって誤字脱字のままでしょう、実際言って。あれ公文書でしょう、一応。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

ですよね。そしたら、僕はチェック体制がとれていないんじゃないですかと言いたいですよ。起案もしかり。ただ、起案は通常は下から上がってくる時点で、誤字脱字だ、理由だ、写真はとか、設計図はとかいって聞かれるのでいいんですけど、今回はトップダウンで来ているからそのままずっと上がっているんですよね。チェックが効いていないんですよ。でも、普通は起案書からずっと係長から課長、ずっと上がっていく段階でいろいろチェックが効くのでいいんでしょうけれども、今回のようにトップダウンだとチェックの効きようがないじゃないですか。そういったところを防止するためにチェックというのが絶対必要だと思うんですよ。それが今ないでしょう。

○池田総務部長

文書のチェックですね。文書主任が課に1人ずつおりますし、所属長の責任が文書の統括となっておりますので、一応今のところ、課の中でいくと文書主任、それから課長のダブルチェックという体裁にはなっております。

○千綿委員

でも、できていないわけじゃないですか、結果を見ると。ですよね。だから、幾ら研修しても、そのチェック体制を強化していかないと、このままになりますよ、正直。

そうすると、江頭委員が言われたように、もし訴訟になったときに、どこでどういう話をしてどこで決めたのかというのがわかっていないと、それは訴訟に耐えられないでしょう。だから、以前、私が言ったように、このメモとか議事録とかいうのは、あなたたちを守る手段じゃないんですかと。池田議員も言っているじゃないですか。池田議員も、あなたたちが説明もしくは何かの訴えられたときでもちゃんと証明できるようにしとかなきゃいけないでしょうと。あなたたちを守るための手段なんですよ。そのためにやらなきゃいけないのに、それまで放棄してしまったらどうしようもないですよ。と、私は思いますけど、部長どうですか。

○池田総務部長

ですので、池田議員の質問にお答えした形になりますけれども、文書事務の指針の形で今、作成中でございます。こういったときに文書をつくるべき、こういうふうにつくるというようなところを作成しておりますので、また、作成して職員研修等に力を入れて、こういったことが起こらないようにしていきたいと思っております。

○千綿委員

話題を変えますが、じゃ、この間のバルーナーズの本拠地の申請の際のものでも一緒なんですけど、合議がなかったと。文書規定違反となりますが、あの公文書はどうするんですか。そのままですか。それとも、何か訂正してもう一回回すとか、いろんなやり方があると思うんですが、そことかは——例えば、復命書だって誤字脱字のまま、それはそれでいいとは言いませんけど、そのまま残されるんですか。どういう意向なんですか。

○池田総務部長

電子決裁が終わっておりまして、一応保存に入っておりますので、復命書の誤字脱字の部分は紙で出力をして、いついつ訂正といたしますか、して、別保存をしたいと思います。同様に、合議の部分も紙で出力、それから、手書きでいついつということで、これも電子の保存と別に書類保存をしたいと思っています。

○山下伸二委員長

よろしいですか。その電子文書の分は、合議の分の日付はどうなりますか。さかのぼっての承認なんですか。

○池田総務部長

さかのぼらないで、回したときの日付にしております。

○山下伸二委員長

まだ修正はされていないですか、されていますか。

○池田総務部長

まだ添付までは、保存まではしておりません。修正中です。

○山下伸二委員長

恐らく合議ができたのが、じゃあ、きょう以降になるわけですね、遅くともなるわけですね、バルーナーズのホームタウン申請についてはですね。きょう以降に企画政策課長が承認をしたということなただけけれども、財団法人ジャパンバスケットボールリーグへの申請は8月のまま、そのまま、その文書が生きるということか、確認をよろしいですか。これはこの前もかなり質問が出ていましたので。

○池田総務部長

日付は、先週の日付で企画政策課長への閲覧はしております。

○山下伸二委員長

先週でもいいです。

○池田総務部長

なので、8月に出しておりますけれども、校閲、後で……

○山下伸二委員長

校閲をしたという手続ということですね。確認です。私、それをどうのこうの言うつもりはありませんので。確認です。

校閲をして、先週付で企画政策課長が合議をしたということなただけけれども、申請の市

長の印鑑が押された昨年8月の書類については、そのまま生きるということです。

○野中宣明委員

そのまま生きるというのがよくわからないですけれども、意味がわかんないですけれども。違反ですよ。違反物ですよ。まず、ちょっとこの点を。

○池田総務部長

ちょっと前にも一度、繰り返しになりますけれども、確かに内部規程違反になります。ただ、決裁規程の中で市長決裁までとって外部の団体に出しておりますので、その効力自体にまでは影響は及ぼさないというスタンスでございます。

○野中宣明委員

そのときも議論させていただいたんですけれども、結局、原因は情報共有が全庁でできていなくて、企画政策課が知らないところで一部の部署同士でやった結果、こういう漏れが出てきたということ、これは市長もお認めになられているんですけれども、合議は後で承認を追加で入れただけだと、情報共有という意味で本当のきちとした対処にはならないんですよ。そこはどのような形で、もうされているんですか。この前、市長がここに来られた後、この件に関して、そういう情報共有の会議とかは庁内で寄られてされたんですか。

○池田総務部長

それは、バルナーズの支援書の件でございますね。一応、来週庁議がある予定ですので、そこで資料として出して説明をする予定としております。

○野中宣明委員

いや、その会議をした後に本当は修正しないといけないんじゃないですか。違いますか。順番が逆だと思うんですけど。書類の訂正を先にして、後で情報共有の会議をやるということですか。そういうことになったんですか、この間、市長が来られた後の流れとしては。

○池田総務部長

来週の庁議で出すということは、市長まで確認をとっております。

○野中宣明委員

それが佐賀市のきちとした方針になるということですかね。再度お伺いしますけど。

○池田総務部長

はい、そのとおりでございます。

○野中宣明委員

その後、その公文書をもとに公文書の、どう言ったらいいんですかね、こういう内容ですよというのをきちっと、ここでも議論になったんですけど、議会とか市民とか、どういった形で公文書を明らかにしていくんですか、内容を。ただ内部だけの話ですか、内部だけでおさめるんですか。

○池田総務部長

こういった形ですべて出していくか、庁内の情報共有はそういう形ですけれども、議会、市民の方に対してどうやって出していくかについては、まだ結論を出していません。

○野中宣明委員

結論が出ていないというか、そういう考えというのは市のほうに今現時点であるんですか。

○池田総務部長

もともと一番最初、私がお話ししていたときに、来年、B3リーグに上がったときには議会の皆様にもというお話をしておりました。なので、そのときには市民の方も含めてお話しするつもりでしたので、そこをどうしていくのか、もっと今から3月定例会の間でもするのかというところは、まだ市長、三役のほうともまだ詰めてはいないところです。

○野中宣明委員

済みません、ちょっと話が変わりますが、先ほど部長のほうから公文書作成指針の策定を始められたというお話を言われたと思うんですけど、一般質問の答弁を受けて、策定に向けて早速動き始めたんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

池田議員のほうから、ことしの2月定例会のときに御提案がございました。その中で、当時の総務部長のほうから公文書の作成に関する指針について検討したいという趣旨の答弁をさせていただいていると思います。

それを受けまして、ほかの自治体の事例とかも参考にしながら、総務法制課の文書法制室のほうで準備を進めておったところでございます。その中で、今回このような問題が起きて、本来作成すべきであった公文書とかが作成されていなかったというふうな部分がかかなりクローズアップされてまいりました。そのため、そのあたりの部分について、より詳しくといいますか、書いた内容で職員に周知をして、そして、公文書の作成をきっちりやるようにという意識をより持ってもらうものにしたいということで、今さらにちょっと検討を加えているところではございます。

○野中宣明委員

この前、具体的には年度内に指針を策定するというような答弁になってはいますがけれども、そういうことですね。ちょっと委員会として改めて聞きたいんですけども。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

はい、そのとおりでございます。

○野中宣明委員

それを踏まえてですけども、先ほど文書主任とかがいらっしゃるということで、副課長クラスですかね——ということでは言われたんですけども、確かに、千綿委員が先ほど言われたように、やっぱりダブルチェックできていないんですよ。やっぱり文書主任だけでも漏れてくる可能性もあるし、やっぱりその上には課長という正式なライン長がいらっ

しゃいますので、やっぱりこの2つのダブルチェックが課内で効かないと無理が生じてくるといふか、いろんなことが生じてくると思いますので、そういうチェックが本当にできているかどうかというのを、ちゃんと本当に守られているかどうかをまたチェックする機能といったもの、こういったのも必要になってくるんじゃないですか、今回のケースからいくと。その辺はどう考えられますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

そのチェックをどこまでやるのかというところは、まだ現時点では私どもの中で確定的なものは持っておりません。

ただ、委員も御存じかも知れませんが、文書規程とかの中に総務法制課長——私になるんですが——が必要と認めるときは、文書について報告、あるいは提出を求めることができるといったような規定もございます。なので、例えばそういった規定を使いながら、監査ではないんですが、そういうふうな抜き打ちとかではないですけども、そういうふうな制度というのを使っていくというのも一つあるのかなというふうには思っております。

○野中宣明委員

今回のこのめちゃくちゃな公文書の現状を踏まえて、やっぱり必要性というのは物すごく増してきていますので、委員会でもそれを取り上げる中で、これは必要だと思いますので、やっぱり検討すべき点だと思いますけれども、これを踏まえてどう思われますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私も今回調査に加わらせていただいたり、この所管事務調査に同席させていただきまして、メールでのやりとりとかというのは結構、やはり今の時代なのかなと思いついていたんですが、実際それを公文書として、例えばメールでワードが添付されてきていて、それをちゃんと公文書として、決裁として受け付けをして、そして、例えば課長まで決裁を回すとか、そういったところというのが非常に欠けていたなという印象を持ちました。メールで何か一方的に送って済ませたとか、それに対しての返事がないとかというのの印象を物すごく強く持っていました。

そのあたりを考えると、各課の事業内容とかというのを全部把握というのはなかなか難しいですし、どういったのが、そういう会議があつていたりとか、打ち合わせがあつていたりとかというのの把握は難しいところがあるんですけども、野中宣明委員が御指摘のように、既にこういう規定もございますので、そういったところで、どこまでやれるかというところはまだちょっとわからないんですけども、そういったこともやるよというふうなことを、まず、例えば示すだけでも、一つのチェック機能、牽制機能というふうな部分にもなってくる可能性もあろうかと思っておりますので、そのあたりは検討したいというふうには思っております。

○野中宣明委員

今回のケースのように公文書を作成しなかった場合、当然作成しなかったというケースなんですけれども、そういったときに、なぜ作成しなかったかというところも、こういった理由、何が原因という、その理由といったもの、こういったのもやっぱりきちっとこの指針の中で反映させていくというか、明記すべきじゃないかというふうに今回特に思うんですけれども、この点については今どのように考えられていますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

委員御指摘のように、今回の件に関しまして申せば、個人的なメモのみであったり、あるいはそれを報告書として出していなかったりとか、メモもなかったとかというふうなのもあたりまして、私としてはちゃんとできているもんだという認識だったので、大変申しわけなかったと思っております。

こういうことが今後ないように、私自身も実は決裁をするときに、先日もちょっと御指摘がございました決裁規程とか、第何条の第何項とか書いていて、そこだけぱっと見て、実は実際の例規のほうを見て、どこまで合議しなくちゃいけないとかというのを見ていなかったりというのが正直ございました。私自身もそのあたりは反省しないとイケないと思っております。

実際、ちょっとこれはあれなんです、私自身はそれ以後、確実に、どの条項のどの項というのを見て、合議先がないとか、そういったところの確認というのはするようにはし始めました。皆さん職員それぞれが、今回のこの所管事務調査、総務部だけの問題ではなくて、市全体の信頼にかかわる問題だという認識を持って、そのあたりは今取り組んでいただいているものだというふうに思っております。以上でございます。

○野中宣明委員

要は、公文書と言ったのは、いわゆる佐賀市の方針を決めていくための、先ほども言われたように、職員の皆さんの立場を守っていく形にもなっていくんですね、結果的に。そう言った意味で、市の方針、政策、そういったのを決定させていく意思決定がどうであったか、本当に先ほど江頭委員言われたように、後から何か起きたときに、きちっとそれが、説明責任が市民に果たせる、またはきちっとそれが、自分たちが納得できる情報共有になっているかどうかというのを確認できる作業が、この公文書でできるんですね。

だから、そういう意味では、公文書を作成しなかった、今回は特に作成していないですから、なぜこの政策を決定づけていく過程の中で作成しなかったかという、この理由を、理由もいろいろ出てくると思うんですよね、やっぱり。公文書ではちょっとつくれなかったとか、いろいろあると思うんです。だから、その辺もなぜというのをきちっと理由を明確化した上で、わかった上で、指針の中にそういったものを盛り込むべきだと思うんですよ。そうしないと、やっぱり後からが本当に、尋ねられたときにこれは説明責任を果たせませんので、ちょっとこの辺の考え方も少し。

○池田総務部長

何かをやるときというのは割と報告書をつくったりとか、そういった場合が多いかと思
います。例えば、その逆で、今度は何かをやらないとか、あるいは議員御指摘のように報
告書をつくらないとか、そういった場合、当然何でもかんでも全てつくるといのはかな
り難しい部分があるかと思ます。やはり事務的な部分というのがございます。ただ、
そのときは確実に皆で共有をした上で、こういうことだったよねという共有はきちりし
た上で、報告書までは今回は必要ないとか、そういったのはきちり共有した上で判断を
しないといけないかなと思っております。

出席したこの会議については、内容からすると当然報告書としてつくらないといけない
よねと。後々、先ほど議員の皆様からも御指摘いただいているように、我々を守るための
ものなんだよと。あるいは皆さんに御説明をする上で、あるいは私たち自身が後から見た
ときに、結局それが全てになりますので、そのときに本来あるべき内容がきちんと書かれ
ていないというふうなことになるかと大変問題な部分もござますので、そこは指針の
中とかにもできるだけ盛り込める分は盛り込みたいというふうに思っております。

○千綿委員

これは提案なんですけど、例えば、電子決裁でやっていくときには、重要なものにチェ
ックすれば、当然合議はこっちが出来ますよという、そういうシステムを、結局1人が、文
書の係が一個一個見ていたら大変なので、ちゃんとその決裁を起案するときに出るよう
にしておけばいいんですよ。要するに市長決裁なのか部長決裁なのか、いろいろあるじゃ
ないですか。そのシステムのほうに、例えば、市長決裁であれば当然企画政策課長の合議が
必要というのが出てくるようにすれば間違いはないんですよ。だから、システム上でやっ
ていくということも1つチェックとしては必要だと思うんですね。

だから、どうせ今度機関システムの入替えとかもありますし、いろいろ今度更新する
ときにというのにあわせてやらなきゃいけないと思うんですが、そういうことも含めて、
やはりチェック体制というのが一番大事だと思うので、そこはそういうICTのシステム
をつくるときにそういった工夫をしていくということも1つの案だと思うので、そこら辺も
ぜひ検討していただきたいなと思ます。

○山下伸二委員長

要望ですけどいいですか。

○池田総務部長

そうですね、機械的に今回22の1というところなんですけど、22の1の場合は機械的に合
議が出るようにするのが一番いいと思ていると思ているんですが、費用対効果とか、
そもそもできるのかというところまで含めて検討していきます。

○江頭委員

1月5日に出された起案文が間違っていたんですよ。要は、その起案文の取り扱いって、
起案文がある意味公文書ですから、あの取り扱いというのはどうするんですか。

○山下伸二委員長

方針決定ですね、1月5日の。

○池田総務部長

済みません、そちらの分、まだ取り扱いの方針を決めておりません。

○重松委員

ちょっと同じような質問になりますけれども、先ほど議会と地元との情報共有についての質問もありましたけれども、畑瀬前総務部長が財産活用課に体育館の改修を明達される昨年の12月21日の記録が同じ日に庁内での改修方針を共有したとする会議録を委員会のほうから求めたんですけれども、対象文書を作成していないという回答だったと思います。やっぱりその文書が統一的に作成、保存されていないと、やっぱり市民に対しての説明責任も果たせないし、そういった仕組みをきちっと構築していかないと、これから本当に説明責任も果たせないような状況でありますし、証拠的な記録に基づいて施策を強く求められたとしても答弁できないような状況だと思いますので、その文書の統一化についてどのように思っておられるのか。そこら辺、同じような質問が出たと思うんですけど。

○池田総務部長

先ほどの一部繰り返しになるかと思いますが。文書作成の指針、今つくっております。こういったときには文書をつくるのか、その場合こういった内容を盛り込むとか、そういったところの中の指針をつくって、それを職員にきちっと周知徹底するのが今後の再発防止策の一番大きなところかなというふうに思っております。

○富永委員

今回、決裁のあり方についてなんですけれども、今までとか、数年前までは要はペーパーベースだったわけで、決裁される方の、部課長たちの机の上にはすごい山積みになされた決裁文書があったと思うんです。それが今回、数年前から電子決裁になって、それですごくよくなった部分というのもあると思います。

ただ、今回いろいろこういった問題が出てきますと、いい部分もありつつも盲点というか、そういった部分もあって、今後、またもう一回電子決裁のあり方についての検証というか、考えていくことも必要なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○池田総務部長

市長も言われておりました。今の文書システム、デメリットもあると思います。メリットもあると思います。もう一度そこら辺は精査をして、できる部分は改良を検討していきたいと思います。

○山下伸二委員長

電子決裁をやりながら、なかなか電子決裁の特性が生かせていなかったのかなという、千綿委員のほうからありましたとおり、根本的なシステムですよ、そこを通らなければ絶対通らないという、そういうシステムが必ず、汎用の品でも多分あると思うので、その

辺は今後としてぜひ検討はお願いしなきゃならないというふうに思います。

ほかに皆さん何かございませんか。

○千綿委員

ちょっと公文書から若干外れるかと思うんですけど、やっぱり情報の共有という部分において、もちろん会議とかもそうなんでしょうけど、どうもそこが、ちょっと若干公文書とはずれるんですけど、情報の共有がなされていないように感じるんですよ。

だから、さっきの古賀部長も一緒なんですけど、メールで全然来ていないわけですよ。それで鶴課長にも行っていない。それで、いや、口頭で説明していると言われても、その情報の共有は大きいと思うんですね。例えば、今回の116号議案の否決をとってみても、本来、このバルナーズの本拠地の申請というのは物すごい重いものなんですね。

116号議案でも言ったんですけど、課長にこんな市の重大な方針決定のときに、その担当部長は知らないわけですよ。そういう部分というのを、やっぱり公文書のあり方も含めてなんですけど、情報の共有はやっぱり大事だと思うんですよ。スポーツ振興課の課長は、逆にその方針には影響していないと言うわけですよ。本来は市長決裁を得た重要な方針決定でしょう。やっぱりある程度部長たちはそれをわかっていると僕はいけないんじゃないかなと思うんですね。一部だけでわかっている、一部でその重要な決定を決定されるというのもおかしいし、だから、そこは庁議のあり方も含めて、今最高経営幹部会議というのがあるかどうか知りませんが、以前何かありましたよね。その中で共通認識としてやるということも僕は必要だと思うんですけどね。そこら辺部長どうなんでしょうか。

○池田総務部長

そうですね。秘書課長も私も当初その認識がなかったというところが一番なんですけれども、やっぱり全市で支援していくという気持ちで、済みません、今回報告していなかったんですけども、議員まで含めて応援していくという気持ちを考えると、やはり情報共有は必要だったと深く反省しております。

○宮崎副委員長

公文書の件で、野田副課長、パソコンの中に入れていたのが壊れたという話でありましたよね、設計図とかなんとか。あれは結局復元できたんですか。

○山下伸二委員長

大野係長だったですね。復元できましたか。

○財産活用課主幹兼施設営繕係長

前回もお話ししましたとおり、情報課のほうに確認をとったところ、1カ月前ぐらいまでしかさかのぼることができないということで、それをそのまま復元するということではできませんでした。

○山下伸二委員長

復元できていないということですね。

○宮崎副委員長

やっぱりそれも公文書としての扱いですよ。何かで壊れたとなった場合、それは公文書をなくしたとか、それなりの何か処罰という言い方は私余り好きじゃないけど、そういった規約みたいなものというのはないんですかね。

○山下伸二委員長

それは副部長か部長に聞いたほうがいいですかね。公文書を紛失したとか、例えば、ペーパーベースの公文書なんかを打ち合わせのために外に持ち出すことがありますよね。これはかなり厳密に管理されていると思うんですけども、それでもやっぱり紛失はするということでもありますけれども、そういった場合の何か罰則規定だとか、そういうふうなものがあるのでしょうか。わかりますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

佐賀市の文書に関しましては、佐賀市文書規程というのがございます。ただ、その中には、あくまでも文書の管理とか、そういったことに関して書いておるんですけども、内部的な規定ということもございまして、罰則等の規定はございません。

○池田総務部長

職員の処分概要の中には、「不適切な事務処理」という項目がございます。ごめんなさい、宙に覚えていないんですけども、恐らくそういった文書をなくしたりして何らかの業務に支障が出た場合は、そこに当たるかなと、これも影響の度合いによるかと思いません。

○千綿委員

副市長は復命書を南雲さんから電子データでもらわれたという説明があったじゃないですか。あの電子データも一応公文書になるんですよ、確認ですけど。I S Bと言われましたけどU S Bだと思うんですが。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

文書規程とか、あるいは情報公開条例の中で、組織的に用いるというものがございます。組織的に用いるものとして保管している文書とか図画とか電磁的記録というのが公文書という規程になっております。あれがデータで、U S Bでもらったのがその組織的に用いるものなのかというと、ちょっと私、今ちょっと判断がしきれない部分がありますけれども。

○千綿委員

僕が言いたいのは、例えば、本来認められたU S Bしか多分使えないんですよ。登録したU S Bしか使えないと思うんですが、その規程も考えたときに、例えば、復命書、うちの議会でもあったの御存じありませんか。実は、あれ大変な騒ぎになったんですよ。復命書の要するに所感をコピーして貼っておいて、誤字脱字まで一緒に大問題になりまして、あと多分選挙でいろいろ問題もあって、若干落選された方もいてという話になったときに、

その復命書のコピー・アンド・ペーストをこのままされるのか、復命書とかで。

だったら、例えば、部下の復命書のコピー・アンド・ペーストをするということが、今後どうされるのか、その方針として。だって、僕たち、オンブズマンからめちゃくちゃやられましたから。私なんかやったことないですよ、当然やったことがないんですけど、それをやるということは、議会側はかなり信じられないという意識なんですよ。要は、そんなら部下のをコピーするのであれば1人で行けばいいじゃないと、その部下だけでいいじゃないとなるじゃないですか。

その問題というのは今後どうされるか、何か方向性とかがあれば。

○池田総務部長

コピーがダメだよという規定、御想像どおりございません。

一般論として、決してよくないことかなというところ……そうですね、場所を考えて職員には周知したいと思います。周知できるところで。

○江頭委員

その復命書の話なんですけど、議会は視察研修、所感を書くとき正副議長チェックなんですよね。今もどうか知らないけど、全部正副議長のところに回ってきます。それで、印鑑を打ちます。要するに、執行部のほうは、この復命書の管理は誰がされているんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

例えば、今回の秘書課の分でございますと、例えば、私とか、部長とか、そういったところまで多分決裁が回っていたかと思うんですが、最終的には電子決裁でございますので、秘書課に戻りまして、秘書課のほうで保存、管理という形になります。当時の企画調整部長の分は企画調整部のほうが管理という形になります。

○江頭委員

そうすると、その復命書は誰も見ないうちに、ただ管理、保存というふうになっているんですか。例えば、市長が見るとか、担当課の課長が出張に出たときにはその部長、副部長あたりが一応目を通すとか、そういうシステムではないんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

そういうふうに見るようになっております。

○山下伸二委員長

済みません、ここを見ていただくと、一応電子決裁で、南雲さんの分は秘書課からずっと部長まで回っていますので、そういう……

○江頭委員

今までそれを見られて、こういう丸写しという事例というのは発見したことないですか。それは発見して、庁舎内でどこにも出さなかったら、それはそれで——本当に丸写し、今まで見たことはないんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私は見たことはございません。

○江頭委員

大体あの程度なんですか。私も初めて執行部の復命書を見させてもらったんですけど、議会事務局の職員の復命書は見たことあるんですけども、大体あの程度なんですか。所見のところなんか特に。

○山下伸二委員長

内容、ボリュームですね。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

行数的なものとか、そういった部分でいくと、あの程度が普通じゃないかなというふうにはちょっと思っております。特に、その中でもより特記すべき事項があれば、当然その中に、こういった場合は、佐賀市でもしやる場合はこういうふうにしたらかと、さらに所見が加わる場合もあるかとは思いますが。

○江頭委員

先ほど千綿委員も言ったように、オンブズマンの方々から私たち全部調べられて、評価まで——評価ですよ、A、B、C、D、Eに議員の名前、どこに位置するか。正直、所見だからという反論もしたいぐらいだったけど、そういう調査だって入ったんですよ。皆さん方どう感じられているかわかんないですけども、議会の中で先進地視察に行っただったという一般質問が結構多いですよ。というのは、そのくらい、その視察ということにあなた以上に私たち議会にとっては非常にそういうところでは一般市民の皆さんからかなり批判を受けるんですけど、結構シビアに視察をして、所見もきちっと書いてるつもりです。

だったら、もう少しこの復命書、今回たまたま畑瀬副市長の復命書が表に出て、こういうふうになったんですけど、総務法制課の文書法制を預かっている部署としては、もうちょっとこの辺の復命書のあり方、内容の充実に向けてやっぱり検討すべきだと思うんですけどね。その点はいかがなんですか。そのシステムづくり。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

公費を使って出張するわけでございますので、当然、見てどういうふうにしたか、あるいは佐賀市でやる場合にはどういうふうにとかという意識を持って、当然、出張もすべきですし、それに見合った内容にすべきだというふうには当然思っております。そういった復命書の中身等につきましても、より内容が濃いものといいますか、そういうふうになるような、研修とかの中でも、起案文書の書き方にも通じるかもわかりませんが、書く内容等についても、そのあたりを示すことができたらとは思いますが。以上でございます。

○宮崎副委員長

済みませんが、部長、先ほどコピーは余り一般的によろしくないものというような認

識でおられたんですけど、そんなどころじゃなくて、これは盗作ですよ。南雲さんが怒って、私を盗作したと言ったら、これは本当に問題になるんですよ。だから、これは質問じゃありませんから——質問でもいいんですが。

○山下伸二委員長

質問をしてください。

○宮崎副委員長

そしたら、そこはどうですか。

○池田総務部長

訂正いたします。あんまりよろしくないじゃなく、いけないこととさせていただきますと認識いたしました。

○川原田委員

関連しますけど、要するに、さっきから何度も出ているように、ほとんどチェックをされていない。もしチェックをされていたら、これは副市長、やばいですよという形になると思うんですよ。全く見比べて同じやつが。

だから、今、執行部の中でそういうふうなチェックの機能がほとんど果たされていないというふうに私は受け取っていますけれども、その辺いかがですか。部長でも副部長でも構いませんけれども。

○池田総務部長

そうですね、私もこの間のように見比べたらわかりますけれども、例えば、3日ぐらい——3日ではわかるかな、もうちょっとずれて出てきますと、果たして気づけるのかなというところはございます。ただ、先ほどから申しておりますダブルチェック、それ以上のチェック、そこら辺は必要ということはひしひしと感じておりますので、なるべくそういったことが起こらないような形、それと、先ほど言いました文書のつくり方ですね、盗作といえますか、コピーして持ってくる、そういった認識は職員の中に周知していきたいと思っております。

○川原田委員

本当にね、上の人たちがそんなことでやって、部下に示しがつかないでしょう。その辺をしっかりと認識していただかないと。先ほどから千綿委員、江頭委員が言っていますように、本当に我々の出張報告書というのは、ああいうことがあったわけですから、今はきちっとやられていますし、例えば、会派の視察報告書は全部代表が集めて、代表が目を通すと。だから、恐らく委員会のやつは担当書記がしっかり見ながらしているのではないかなと、ああいう間違いがあっちゃいけないからということでやっていると思いますよ。本当ね、こんな同じやつが出てくるというのが私は不思議でしょうがなかったんですよ。やはりチェックです。ほぼ肝に銘じておられると思いますけれども。こういうのが世の中に出てきちゃいけないですよ。

○山下伸二委員長

公文書の管理のあり方の一つとして、きょうは提言をいただいていますので、それはそれとして受けとめていただきたいんですけれども、復命書の文書作成は日を改めてやる職員の倫理のところにもある程度かかわってくるかなというふうに思います。そこのほうが大きいのかなと。そこをちょっと、公文書の管理に任せると、そのチェックをどうするかですから、それよりも、市の税金を使って出張に行つて何をしに行つているのかということをしちつとやっぱり認識をするという、職員の倫理にかかわってくるかなと思いますので、その辺はまた改めて次回の所管事務調査の中でやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これで所管事務調査を終わりますけれども、池田部長、改めて次回までに畑瀬副市長に対して地元議員、またスポーツに係る議員等への事前の相談等、体育館の事前改修に当たつてなかつたのかどうか確認をお願いいたします。仮にあったとされた場合には、ペーパー等で資料を出していただければと思います。ない場合はないということで結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の皆様は退室していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、委員の皆様お疲れさまでございました。

本日の質疑を受けて、皆さんの所見、ポイントだけでも結構ですので、何かコメントをいただければと思うんですけれども。

○江頭委員

所見の前に、きょう本会議で委員長報告、中間報告をされましたよね。この間もその話が出ていたかもしれませんが、正式にきょう本会議場での報告を全議員に配付をお願いしたいということ。要するに、これだけ市民の皆さん方の関心度が高いということは、やはりきょう本会議が終了した後、地元の行事、それが暮れ、新年にかけてかなりあります。いろんな質問も受けるし、また、議員各自報告をされていると思うんですけど、その中において、やはり間違いない形で参考資料として市民の皆さん方に伝えていくことにおいて、きょうの中間報告を全議員に配付ということでお願いできないでしょうか。

○山下伸二委員長

本日の中間報告の原稿につきまして、全議員に配付をしてほしいということですが、まず総務委員会の皆さんの了承が得られれば、私としては皆さんに配付することはやぶさかではございませんので、そうしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、委員会終了後に委員会でこういう要請があったので、委員会の皆様に原稿を送付しますということで、送付の……

(発言する者あり)

メールでよろしいですね。

(「メールでいいですよ、もちろん。」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

サイドボックスだと、ちょっと入れるところがないので、メールで送ってそれぞれで…

(発言する者あり)

それでは、メールで入れさせていただきます。メールで入れていただければ、とりあえず皆さんはごらんいただいていると思いますので、今後サイドボックスに入れていくかどうかは、ちょっと時間をいただいて、議会事務局のほうと調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

所見があれば何か。

○千綿委員

議会とか地元とかの情報共有という部分においては、皆さんも議員活動を行っていく中で、文句は議員にしか来ないんですよね、正直。執行部から説明があっても、最終的な要望とか文句とかいうのは議員にしか来ません。ですから、そこはやっぱり議員に対しての報告というのは、そもそもこれがなかったから大問題になったわけで、それが、その情報共有をもっと執行部としては真剣に考えていただきたいなど。やっぱり地元の議員というのは特にそうだと思うし、委員長、正副委員長、もしくは正副議長というのもそうだと思うので、そもそもの発端が、そこがやられていないからこれ大問題になったわけで、ここは重々考えていただきたいなという気がします。

それと、いろんな問題の中でチェックが全然されていない。公文書にしてもですね。要するにチェック機能が執行部がないというのがやっぱり一番問題じゃないかなと思うんですね。だから、あっても読まれていない、認識の差という部分が物すごく感じましたので、そこはちょっと問題だなと思ったし、それと、要するに意思決定の機関というのが明確でない。というのは、どこで決めたかもわからない。本来、口を出さなくていいところで口を出して、口を出さなければならないところで口を出していないというのが、本来大きくおかしいなと思った点がありまして、やっぱり決定機関の会議と、そして議事録、公文書というのはセットでそろえておかなければいけないと。

要望書においては、僕たちは担当課に行ったりすると、それは自治会長の印鑑をもって要望書を持ってきてくださいと言われるわけですね。執行部がやるときは、それは要らないということ自体がおかしいので、要望があるのであれば要望書でもらう。回答するのであれば回答書を出すということを、当たり前のことをやってほしいなという気がします。

○江頭委員

まず、議会との地元の情報共有という面で、この件に関して地元議員への説明がないこと。それと、議会への報告もまず、この体育館問題だけあり得ないということは、それ自体があり得ないと私は疑義を感じています。正直、これだけ、基本構想の地元自治会の人たちとの協議を重ねてきた中で、地元議員への説明をしないなんて考えられないですよ。だから、この点については本人にまた確認ということが、本人というのは畑瀬副市長に当然確認ということになっていくだろうと思いますので、どういうあれが出るのかわかりませんが、まずそこに疑義があるということと、それから、基本構想に関する影響というのが明らかにあると思います。まして、今、その担当部長である古賀部長へのほとんど、この一連に関しての説明を、知らないで済まされる問題ではないんですけど、まさに蚊帳の外に置かれた状態というのが異常を来しています。そして、総務部内での問題であればいいんですけど、企画調整部と、部と部のまたがった中においてこんなことあり得ません。本当にここも完全な疑義が生じていると思いますし、当然基本構想においては、この後トイレ、シャワー室の改装をまたやらなくてはいけないということは多分明らかではないかなと思っています。そういう面では、手戻り、古賀部長の願いというのは無残にこれで崩れていくのではないかと。ここも財政支出の問題になりますので、これは大変なことだなというふうに思います。

それから、やはり公文書の扱いというのは、これが一番です。とにかくこの体育館の問題に関しては、私は千綿議員と少し考え方が違うのは、この件に関してだけなんだろうと。こんなに報告書、公文書の存在が発生していないのは。ほかは多分こういうことあり得ていないと思うんです。そこにこの体育館の問題の深いものがあるんだなと。闇があるんだなということで、やればやるほど疑義が生じてきているのが私の感想です。以上です。

○重松委員

公文書の件ですけれども、今回、体育館の改修を急ぐ理由として、窓ガラスの破損が原因で床が腐食しているなどと、事実と異なる説明を起案書に記した職員は思い違いだったと、確認が不十分だったと。本当に、じゃあ、責任の所在は誰かと。それで終わりなのかと。だから、その公文書を作成する権限のある者は、改ざんした場合とか、そういった虚偽の文書作成なんかした場合は、何か罰則規定みたいなのを設けないと、これは永遠に直らないんじゃないかと思うんですね。それは内部規定の中で設けていただきたいなと私は思いました。

議員は本当に復命書をちょっと間違えば大変なことになりますので、職員はそれがないということはちょっとおかしいと思うんですね。だから、公文書作成については、本当にしっかりそういった罰則規定なんかも設けてほしいなというふうに感じた次第でございます。

○川原田委員

一連の議論をしていく中で、このような重要な問題、重要なことに際して最低でも議長や副議長、委員長、副委員長に報告もあっていないということだから、再三地元議員とか、言いやすい議員とか、それに精通した議員とか、そういう形で聞いていますけれども、本当はそういういい加減な基準ではなくて、やはり正副議長、正副委員長がいるわけだから、そういうところにきちっと伝えるというまずルール化をしてかないと、これさえきちっと守っていけば何も議会は文句言うことないわけですから、その辺はやっぱり今後大きな問題になってくるのではないかなというふうに思うわけですね。

それともう一つは、きょうやりとりをやっている中で、このような大きな事業をやっていく中で、やはり1人が権力を持ち過ぎたらこういう結果になるんだと。根本的に事業を組織でやっていくということが完璧に崩れてしまって、この前も私変な言い方をしたんですけども、いわゆるチームでやっている、こんなことをやったらこういうのが出てくるの当たり前だということをしっかり認識をしていただかなければだめだなというふうに思うわけですね。要するに、仕事は組織でやっていくということを基本的に、根本的にそこを考えておかないとこういう結果になっていくと。

きょうも議論をやっていましたけれども、自分の部長の言うことは聞かないけど、よその部長の言うことは聞くと。こんな感じだから、こういうことはあっちゃいけないというふうに思うわけですね。だから、自分がそういう立場になったときどんな気分になるのかと。きょうの課長あたりの答弁聞いていてもむかむかするわけですよ。ですから、こういうことは二度とあっちゃいけないというふうな感じがしました。以上です。

○富永委員

まず、この議会と地元との情報共有についてですけども、本当に地元議員に話していないのかなというのが率直な感想です。これに関しては、次、畑瀬副市長との質問の機会があるということで、そのときに聞こうと思います。

2点目の基本構想に与える影響は、私やっと今回シャワー室の質問ができたんですけども、ずっと気になっていて、どのタイミングで質問しようかなと思っていて。まず男女共用というのはあり得ないです。これに関して言えば、やはりバルナーズありきだったんだということがきょうわかったところです。ちょっと手戻りになってしまいますけれども、そこは男女は分けてほしいなというところがありました。

最後の公文書管理のあり方については、きょう副部長が公文書の作成に関する指針を今つくっているんだとおっしゃっていましたが、確かにおっしゃったとおり、何でもかんでもは難しいと思うんですけども、可能な限りは盛り込んでいただきたいという思いです。以上です。

○野中宣明委員

まず、流用の追加資料の中でありましたように、私は結果的に佐賀市の流用のルールに反しているという結論に至っています。やはり結果的には維持管理費として流用が適正で

あったかどうかという、これは財政課長の答弁でもありましたように、あとは市長の判断であると思いますということも言われましたので、この問題に関しましては、また後ほど調査を含める案件として、ぜひ委員会としても取り上げていただきたいというふうに思います。

市長に近々来ていただいて、この流用がどうだったかというのも聞く方法もあるかというふうに思っています。それと、何回も今出ていますように、組織としての相談、打ち合わせができていないというのが一番の問題でありました。ガバナンスがとれていないということも総務部長も認めて発言もされておりましたし、とにかく組織じゃなくてチームでやっているということ自体が大きな一番の問題だと思います。

あと、公文書に関しては、今指針を策定しているということでありましたので、私も2点か3点ほど指摘、提起をしていますので、ぜひ盛り込んでいただけるような形で、今回の事案を踏まえて、ぜひ指針の中に盛り込んでいただきたいというふうに思っているところです。以上です。

○山下伸二委員長

私から、資料請求をしていた流用の部分ですね、これは本当目内でやるべきものだったのかということについては、きょう突っ込んだ話ができませんでしたので、今後の調査項目に含めるかどうかは、この後調査項目について議論をしますので、その辺について御意見をいただければというふうに思います。

では、今後の調査項目なんですけれども、事前に用意していた部分が2つございました。1つ目の部分については本日で終わっておりますけれども、②の職員の倫理について、これが残っておりますので、今回はこの職員の倫理について行いたいと思います。

それからあと1つ、流用のあり方ですね。野中宣明委員のほうから今、目内での流用が、維持管理費という目内での流用が体育館のいわゆる大規模な改修、新規事業に近い大規模な改修の予算として妥当であったのかどうか、このことについては、改めて調査項目とさせていただきますという野中宣明委員からの要望がございましたけれども、調査項目として追加をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、それは追加をさせていただきます。誰に出席いただくかは正副委員長のほうで調整をさせていただきたいというふうに思います。

それから、あわせて県の所管事務調査の中間報告でも盛り込んでおりましたけれども、今後、畑瀬副市長にお越しいただいて、畑瀬副市長にさまざまな質問を行っていきたいと思いますけれども、ばらばらにしますとなかなか整理がつかみませんので、畑瀬副市長にどのようなことを確認していくべきかということは、一回委員間討議をさせていただいて整理をさせていただいたほうがいいかなというふうに思います。そういうふうにしたほうがこちらの議事録の確認上もできますので、次回の委員会ではそこら辺について委員間協議

を行いたいと思いますので、畑瀬副市長に確認すべき事項について、委員の皆様考えていただくとともに、会派内で検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、資料請求について、本日改めて何か皆様からございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

地元議員に相談があったかどうかについては今口頭で求めていますけれども、もしあれば資料で出てくると思いますけれども、本日の時点では、特段委員の皆様から資料請求はないということで確認をさせていただきます。

次回の委員会ですけれども、ことし中にもう一度、短時間でもいいのでやらせていただいたほうが……

(「いいよ」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

いいですか。それでは、25日、もしくは26日ぐらい。27日、28日になると皆さん多分ばたばたとされると思うので。

(「25日はあいていません」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

26日はいかがでしょうか。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

26日いいですか。そしたら、26日の9時からしましょうか。よろしいですか。

それでは、次回の委員会につきましては、12月26日の午前9時から開催をさせていただきます。

ほかに皆様から特になければ、これで委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。